

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 12 月 23 日 (金) 第 374 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

○鹿 児 島 県 議 会 の 保 有 す る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 (※)	(総 務 課 取 扱 い) 1
○鹿 児 島 県 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※)	(人 事 課 取 扱 い) 19
○鹿 児 島 県 職 員 等 の 高 齢 者 部 分 休 業 に 関 す る 条 例 (※)	(人 事 課 取 扱 い) 41
○鹿 児 島 県 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 施 行 条 例 (※)	(学 事 法 制 課 取 扱 い) 44
○鹿 児 島 県 事 務 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※)	(市 町 村 課 取 扱 い) 48
○鹿 児 島 県 手 数 料 徴 収 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※)	(財 政 課 取 扱 い) 49
○鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※)	(教 職 員 課 取 扱 い) 54
○鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※)	(警 務 課 取 扱 い) 75
○鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※)	(警 務 課 取 扱 い) 93
○地 方 公 務 員 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 地 方 公 営 企 業 の 職 員 に 係 る 関 係 条 例 の 整 備 等 に 関 す る 条 例 (※)	(県 立 病 院 課 取 扱 い) 93

条 例

鹿 児 島 県 議 会 の 保 有 す る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 4 年 12 月 23 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 条 例 第 30 号

鹿 児 島 県 議 会 の 保 有 す る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例

目 次

第 1 章 総 則 (第 1 条 — 第 3 条)
第 2 章 個 人 情 報 等 の 取 扱 い (第 4 条 — 第 16 条)
第 3 章 個 人 情 報 ファイル (第 17 条)
第 4 章 開 示 , 訂 正 及 び 利 用 停 止
第 1 節 開 示 (第 18 条 — 第 30 条)

第2節 訂正（第31条—第37条）

第3節 利用停止（第38条—第43条）

第4節 審査請求（第44条—第46条）

第5章 雑則（第47条—第52条）

第6章 罰則（第53条—第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、鹿児島県議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

- (3) 知事，教育委員会，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員，公安委員会，警察本部長，労働委員会，収用委員会，海区漁業調整委員会，内水面漁場管理委員会若しくは地方公営企業の管理者，県が設立した地方独立行政法人，法第 2 条第 8 項に規定する行政機関，独立行政法人，他の地方公共団体の機関又は他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において，保有個人情報の提供を受ける者が，法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し，かつ，当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか，専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき，本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき，その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は，保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は，個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは，保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会事務局の特定の課又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては，第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 29 条の規定は適用しないものとし，次の表の左欄に掲げる規定の適用については，これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は，同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第 1 項	法令に基づく場合を除き， 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し，又は提供して はならない	自ら利用してはならない
第12条第 2 項	自ら利用し，又は提供する	自ら利用する
第12条第 2 項第 1 号	本人の同意があるとき，又 は本人に提供するとき	人の生命，身体又は財産の保護のため に必要な場合であって，本人 の同意があり，又は本人の同意を得 ることが困難であるとき
第38条第 1 項第 1 号	又は第12条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用さ れているとき	第12条第 5 項の規定により読み替え て適用する同条第 1 項及び第 2 項 (第 1 号に係る部分に限る。)の規定 に違反して利用されているとき，番 号利用法第 20 条の規定に違反して収 集され，若しくは保管されていると き，又は番号利用法第 29 条の規定に 違反して作成された特定個人情報フ ァイル（番号利用法第 2 条第 9 項に

		規定する特定個人情報ファイル(いう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情

報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場

合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示する

ことにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだ

けで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」

という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。
- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内に行なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲

覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求の手数料等）

第30条 開示請求に係る手数料の額は、無料とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、当該交付又は開示に要する費用を負担しなければならない。

- (1) 議長に開示請求をして、文書又は図画（これらを複写したものを含む。）の写しの交付を受ける者
- (2) 議長に開示請求をして、電磁的記録の開示（閲覧に準ずるものとして規則で定めるものを除く。）を受ける者

第2節 訂正

（訂正請求権）

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内に行なければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行しなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱わ

れているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあ

っては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿児島県条例第60号）第2条第1項に規定する鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会（第50条において「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

- 2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下こ

の項及び次条第2号において同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審査会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業

務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、鹿児島県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第31号

鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項第4号中「30,000円」を「60,000円」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,500	199,100	235,100	266,700	291,500	320,100	363,900	409,200	459,700
	2	151,600	200,900	236,700	268,400	293,700	322,300	366,500	411,600	462,800
	3	152,800	202,700	238,200	270,000	295,800	324,600	368,900	414,200	465,800
	4	153,900	204,500	239,700	271,800	297,800	326,800	371,500	416,600	468,800
	5	155,000	206,000	241,000	273,500	299,600	329,000	373,400	418,500	471,800
	6	156,100	207,800	242,600	275,300	301,600	331,000	375,900	420,800	474,800
	7	157,200	209,600	244,100	277,100	303,400	333,200	378,300	422,900	477,800
	8	158,300	211,400	245,600	279,100	305,100	335,400	380,800	425,100	480,900
	9	159,300	213,000	246,700	281,000	307,000	337,300	383,200	427,100	483,700
	10	160,700	214,800	248,200	283,000	309,300	339,500	385,900	429,200	486,800
	11	162,100	216,600	249,700	284,900	311,500	341,600	388,500	431,300	489,800
	12	163,400	218,400	251,000	286,800	313,800	343,800	391,200	433,400	492,900
	13	164,600	219,800	252,500	288,700	315,900	345,600	393,600	435,100	495,600
	14	166,100	221,600	253,700	290,500	318,000	347,600	395,900	436,900	497,900
	15	167,600	223,300	255,000	292,000	320,200	349,600	398,100	438,900	500,200
	16	169,200	225,100	256,200	293,400	322,300	351,600	400,500	440,900	502,500
	17	170,300	226,700	257,500	295,200	324,200	353,300	402,300	442,800	504,600
	18	171,700	228,400	258,900	297,200	326,200	355,300	404,300	444,600	506,000
	19	173,100	230,000	260,300	299,300	328,200	357,100	406,200	446,400	507,500
	20	174,500	231,500	261,800	301,300	330,200	359,000	408,000	448,200	508,900
	21	175,800	232,900	263,400	303,200	331,900	360,900	409,900	450,000	510,100
	22	178,300	234,500	265,100	305,400	334,000	362,800	411,700	451,500	511,500
	23	180,800	236,100	266,700	307,400	336,000	364,800	413,600	452,900	513,000
	24	183,300	237,600	268,300	309,500	338,100	366,700	415,500	454,400	514,500
	25	185,700	238,600	270,200	311,200	339,500	368,700	417,300	455,800	515,600
	26	187,400	240,100	272,000	313,300	341,500	370,600	418,800	457,100	516,700
	27	189,000	241,400	273,700	315,300	343,400	372,600	420,300	458,400	517,900
	28	190,700	242,600	275,400	317,300	345,300	374,600	421,900	459,600	519,100
	29	192,200	243,800	277,000	319,000	346,900	376,200	423,500	460,600	520,200
	30	193,900	244,800	278,700	321,000	348,800	378,000	424,800	461,300	521,100
	31	195,700	245,800	280,500	323,100	350,700	379,800	426,100	462,100	522,000
	32	197,500	246,800	282,000	325,200	352,500	381,400	427,300	462,800	522,900
	33	199,100	247,900	283,200	326,400	354,400	383,200	428,500	463,500	523,700
	34	200,500	248,800	284,900	328,400	356,200	384,600	429,800	464,300	524,600
	35	202,000	249,700	286,500	330,300	358,000	386,100	431,100	465,000	525,300
	36	203,500	250,700	288,200	332,400	359,700	387,700	432,300	465,600	525,800
	37	204,800	251,600	289,800	334,300	361,100	389,100	433,500	466,100	526,500
	38	206,100	252,900	291,500	336,200	362,400	390,300	434,300	466,700	527,100
	39	207,300	254,100	293,300	338,200	363,800	391,500	435,100	467,300	527,900
	40	208,600	255,400	295,100	340,100	365,200	392,600	435,900	467,900	528,500
	41	209,900	256,700	296,600	342,100	366,500	393,700	436,500	468,400	529,000
	42	211,200	258,100	298,300	344,000	367,400	394,900	437,200	468,900	
	43	212,500	259,300	299,800	345,800	368,500	396,100	437,900	469,300	
44	213,800	260,500	301,400	347,700	369,600	397,200	438,600	469,600		

45	214,900	261,600	303,000	349,200	370,400	397,900	439,400	469,900
46	216,200	262,800	304,800	350,600	371,300	398,600	440,200	
47	217,500	264,100	306,400	352,100	372,200	399,300	440,600	
48	218,800	265,200	308,100	353,600	373,100	400,000	441,300	
49	219,800	266,300	309,000	355,200	374,000	400,600	441,800	
50	220,900	267,300	310,500	356,000	374,800	401,200	442,200	
51	221,900	268,500	312,000	357,200	375,600	401,700	442,600	
52	222,900	269,700	313,600	358,200	376,500	402,100	443,000	
53	223,900	270,700	315,200	359,100	377,200	402,500	443,400	
54	224,800	271,700	316,800	360,200	377,900	402,800	443,800	
55	225,700	272,800	318,400	361,100	378,600	403,100	444,200	
56	226,600	273,900	319,900	362,200	379,300	403,400	444,500	
57	226,900	274,800	321,400	363,100	379,800	403,700	444,800	
58	227,700	275,800	322,600	363,800	380,400	404,000	445,200	
59	228,400	276,700	323,800	364,500	381,000	404,300	445,500	
60	229,100	277,800	325,000	365,200	381,700	404,600	445,800	
61	229,800	278,900	325,700	365,600	382,100	404,900	446,100	
62	230,600	279,900	326,600	366,200	382,800	405,200		
63	231,300	280,800	327,400	366,900	383,400	405,500		
64	231,900	281,800	328,200	367,600	384,000	405,800		
65	232,500	282,300	329,100	367,900	384,400	406,100		
66	233,200	283,200	329,500	368,600	385,000	406,400		
67	233,800	283,900	330,200	369,300	385,600	406,700		
68	234,500	284,800	331,000	370,000	386,200	407,000		
69	235,200	285,800	331,800	370,300	386,600	407,200		
70	235,800	286,600	332,500	370,900	387,100	407,500		
71	236,300	287,400	333,200	371,600	387,600	407,800		
72	237,000	288,200	333,900	372,200	388,200	408,100		
73	237,700	289,000	334,400	372,500	388,500	408,300		
74	238,300	289,500	335,000	373,100	388,900	408,600		
75	238,900	289,900	335,500	373,800	389,300	408,900		
76	239,400	290,400	336,100	374,400	389,700	409,100		
77	240,000	290,600	336,400	374,800	390,000	409,300		
78	240,700	290,900	336,900	375,300	390,300	409,600		
79	241,400	291,100	337,300	375,900	390,600	409,900		
80	241,900	291,500	337,800	376,500	390,900	410,100		
81	242,400	291,700	338,200	377,000	391,100	410,300		
82	243,000	291,900	338,700	377,600	391,400	410,600		
83	243,600	292,300	339,200	378,100	391,700	410,900		
84	244,100	292,600	339,700	378,400	391,900	411,100		
85	244,600	292,900	340,000	378,800	392,100	411,300		
86	245,200	293,200	340,500	379,300	392,400			
87	245,800	293,500	341,000	379,700	392,700			
88	246,300	293,900	341,400	380,100	392,900			
89	246,800	294,200	341,700	380,500	393,100			
90	247,300	294,600	342,100	381,000	393,400			
91	247,600	294,900	342,600	381,400	393,700			
92	248,000	295,300	343,000	381,800	393,900			

	93	248,300	295,500	343,200	382,100	394,100				
	94		295,700	343,600						
	95		296,000	344,100						
	96		296,400	344,500						
	97		296,600	344,700						
	98		296,900	345,100						
	99		297,300	345,500						
	100		297,700	345,800						
	101		297,900	346,100						
	102		298,200	346,500						
	103		298,600	346,900						
	104		298,900	347,300						
	105		299,100	347,800						
	106		299,400	348,200						
	107		299,800	348,600						
	108		300,100	349,000						
	109		300,300	349,500						
	110		300,700	349,900						
	111		301,100	350,200						
	112		301,400	350,500						
	113		301,600	351,000						
	114		301,800							
	115		302,100							
	116		302,500							
	117		302,700							
	118		302,900							
	119		303,200							
	120		303,500							
	121		303,900							
	122		304,100							
	123		304,500							
	124		304,800							
	125		305,100							
再任用職員		188,200	215,800	255,900	275,400	290,500	316,000	357,800	391,000	442,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2 (第 4 条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	150,800	199,400	285,500	334,400	389,900
	2	151,900	202,000	287,900	336,600	392,800
	3	153,100	204,400	290,200	338,600	395,400
	4	154,200	206,900	292,500	340,600	398,200
	5	155,300	209,400	294,800	342,300	400,300
	6	156,600	211,700	296,700	344,000	403,000
	7	157,900	214,000	298,700	345,600	405,700
	8	159,200	216,200	300,400	346,900	408,400
	9	160,200	218,300	302,200	348,600	410,900
	10	162,000	220,600	304,700	350,600	413,600
	11	163,600	223,100	307,000	352,700	416,300
	12	165,200	225,400	309,500	354,600	419,100
	13	166,600	227,400	311,600	356,600	421,700
	14	168,500	229,800	314,000	358,500	424,400
	15	170,400	232,300	316,400	360,300	427,200
	16	172,400	234,800	319,100	362,200	429,900
	17	174,000	237,000	321,500	363,900	432,400
	18	176,100	239,800	323,700	365,800	435,000
	19	178,200	242,700	325,700	367,500	437,500
	20	180,200	245,600	327,700	369,500	440,100
	21	182,300	248,100	329,800	371,000	442,600
	22	184,500	250,800	331,400	373,000	445,200
	23	186,700	253,300	332,800	374,700	447,900
	24	188,900	256,000	334,200	376,700	450,400
	25	190,900	258,500	336,100	378,100	452,600
	26	193,100	260,900	338,000	379,800	454,900
	27	195,200	263,200	339,800	381,700	457,400
	28	197,400	265,300	341,700	383,600	459,900
	29	199,500	267,800	343,600	385,300	462,400
	30	201,000	270,000	345,300	387,200	464,900
	31	202,800	271,900	346,800	389,100	467,400
	32	204,500	273,900	348,500	391,000	469,900
	33	206,300	275,600	349,700	392,600	472,200
	34	208,200	277,600	351,100	394,400	474,600
	35	210,100	279,600	352,400	396,000	477,000
	36	212,000	281,400	353,900	397,800	479,500
	37	213,500	283,300	355,100	399,000	481,900
	38	215,400	284,400	356,500	400,500	484,500
	39	217,300	285,600	357,700	401,900	486,900
	40	219,200	286,800	359,100	403,300	489,400
	41	221,000	288,000	359,800	404,700	491,700
	42	222,900	288,700	360,900	406,000	493,900
	43	224,800	289,300	362,100	407,500	496,100
44	226,700	290,000	363,200	409,100	498,300	

45	228,400	290,700	364,300	410,500	500,000
46	230,300	291,800	365,500	411,700	501,500
47	232,100	292,900	366,800	413,400	503,100
48	234,000	294,000	367,900	415,000	504,600
49	235,600	295,200	369,000	416,300	506,300
50	237,400	296,400	370,300	417,700	507,700
51	239,100	297,400	371,600	419,200	509,100
52	240,700	298,300	372,900	420,600	510,600
53	242,000	299,400	373,600	422,000	511,700
54	243,700	300,400	374,600	423,400	512,900
55	245,300	301,600	375,500	424,800	514,100
56	246,800	302,500	376,600	426,200	515,300
57	248,000	303,000	377,400	427,300	516,200
58	249,200	303,800	378,200	428,600	517,200
59	250,100	304,900	378,900	430,000	518,200
60	251,000	305,800	379,600	431,300	519,200
61	252,000	306,700	380,200	432,100	520,400
62	252,900	307,800	380,900	433,000	521,300
63	253,800	308,900	381,800	434,000	522,000
64	254,700	310,000	382,700	434,900	522,700
65	255,600	310,800	383,300	435,800	523,500
66	256,500	311,900	384,100	436,600	524,300
67	257,300	312,800	384,900	437,200	525,100
68	257,900	313,800	385,700	438,000	525,900
69	258,700	314,800	386,300	438,400	526,600
70	260,000	315,800	387,000	439,000	527,400
71	261,300	316,900	387,700	439,500	528,200
72	262,500	318,000	388,400	440,000	529,000
73	263,800	318,500	389,100	440,500	529,700
74	265,200	319,500	389,700		
75	266,400	320,600	390,300		
76	267,400	321,700	391,000		
77	268,400	322,800	391,700		
78	269,600	323,800	392,300		
79	270,800	324,700	392,900		
80	271,700	325,600	393,500		
81	272,900	326,700	394,100		
82	274,100	327,500	394,700		
83	275,300	328,200	395,300		
84	276,300	329,000	395,900		
85	277,400	329,500	396,400		
86	278,400	330,000	396,900		
87	279,500	330,500	397,400		
88	280,500	331,000	398,100		
89	281,300	331,300	398,500		
90	282,500	331,800			
91	283,500	332,300			
92	284,700	332,800			

	93	285,600	333,100			
	94	286,600	333,500			
	95	287,600	334,000			
	96	288,600	334,500			
	97	288,900	335,000			
	98	289,800	335,500			
	99	290,500	336,000			
	100	291,400	336,500			
	101	292,300	337,000			
	102	293,000	337,500			
	103	293,700	338,000			
	104	294,400	338,500			
	105	295,100	339,000			
	106	295,600	339,400			
	107	296,100	339,900			
	108	296,600	340,400			
	109	296,800	340,900			
	110	297,200	341,300			
	111	297,500	341,800			
	112	297,800	342,200			
	113	298,100	342,700			
	114	298,400	343,100			
	115	298,700	343,600			
	116	299,000	344,000			
	117	299,300	344,500			
	118	299,700	344,900			
	119	300,000	345,300			
	120	300,400	345,700			
	121	300,700	346,100			
再任用職員		218,100	259,400	284,300	326,800	385,500

備考 この表は、試験場、研究所等で知事の指定するものに勤務する職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

別表第 3 (第 4 条関係)

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表 (一)

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	254,300	339,300	401,500	473,000
	2	256,800	342,400	404,400	475,300
	3	259,300	345,200	407,000	477,500
	4	261,800	348,100	409,700	479,800
	5	264,000	350,800	412,200	482,000
	6	267,800	353,800	414,500	484,300
	7	271,700	356,900	416,600	486,500
	8	275,500	359,700	418,500	488,700
	9	279,100	362,100	420,700	490,700
	10	283,100	364,700	423,400	492,800
	11	287,100	367,400	426,000	494,900
	12	291,100	370,200	428,700	497,000
	13	294,800	373,100	431,100	499,100
	14	298,800	376,700	433,600	501,200
	15	302,700	379,700	436,000	503,300
	16	306,600	383,300	438,500	505,400
	17	310,200	386,700	440,500	507,500
	18	313,700	389,400	442,900	509,500
	19	317,200	391,900	445,200	511,500
	20	320,700	394,500	447,600	513,500
	21	324,300	397,200	449,200	515,300
	22	328,000	399,400	451,600	517,100
	23	331,400	401,300	453,900	519,000
	24	334,700	402,900	456,200	521,000
	25	338,200	404,900	458,200	522,700
	26	340,800	407,200	460,500	524,500
	27	343,400	409,400	462,700	526,300
	28	345,700	411,700	465,000	528,100
	29	348,100	414,100	467,100	529,700
	30	349,900	416,200	469,400	531,500
	31	351,700	418,200	471,700	533,300
	32	353,700	420,300	473,900	535,100
	33	355,900	422,200	475,900	536,700
	34	358,200	424,000	478,000	538,500
	35	360,300	425,800	480,100	540,200
	36	362,600	427,800	482,200	542,000
	37	364,700	429,700	484,400	543,600
	38	367,100	431,700	486,200	545,200
	39	369,300	433,600	488,000	546,600
	40	371,300	435,600	489,800	548,200
	41	373,500	437,400	491,500	549,700
	42	374,500	439,200	493,300	551,100
43	375,300	440,900	495,100	552,500	

44	376, 100	442, 700	496, 900	553, 800
45	377, 300	444, 500	498, 500	555, 000
46	378, 700	446, 300	500, 200	556, 100
47	380, 200	448, 200	502, 000	557, 100
48	381, 700	449, 900	503, 800	558, 100
49	382, 800	451, 700	505, 400	559, 100
50	383, 800	453, 400	506, 700	560, 000
51	384, 800	455, 200	508, 000	560, 900
52	385, 600	457, 000	509, 300	561, 800
53	386, 500	458, 900	510, 300	562, 600
54	387, 400	460, 100	511, 600	563, 500
55	388, 100	461, 300	512, 900	564, 400
56	389, 000	462, 500	514, 200	565, 300
57	389, 700	463, 700	515, 200	566, 200
58	390, 600	464, 700	516, 000	567, 100
59	391, 400	465, 700	516, 800	568, 000
60	392, 200	466, 700	517, 600	568, 700
61	392, 700	467, 500	518, 500	569, 600
62	393, 200	468, 200	519, 400	570, 500
63	393, 600	468, 900	520, 300	571, 400
64	394, 100	469, 600	521, 100	572, 300
65	394, 400	470, 300	522, 000	573, 200
66		471, 000	522, 900	
67		471, 700	523, 600	
68		472, 300	524, 500	
69		472, 600	525, 400	
70		473, 300	526, 200	
71		474, 000	527, 100	
72		474, 700	528, 000	
73		475, 100	528, 800	
74		475, 700	529, 700	
75		476, 400	530, 600	
76		477, 100	531, 300	
77		477, 500	532, 100	
78		478, 100	533, 000	
79		478, 700	533, 900	
80		479, 200	534, 800	
81		479, 800	535, 600	
82		480, 300	536, 500	
83		480, 800	537, 400	
84		481, 300	538, 300	
85		481, 700	539, 100	
86		482, 300	540, 000	
87		482, 700	540, 900	
88		483, 200	541, 800	
89		483, 800	542, 600	
90		484, 400		
91		485, 000		

	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,700		
	97		488,200		
再任用職員		297,000	339,500	394,100	467,300

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

イ 医療職給料表 (二)

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,500	192,000	227,400	253,100	282,900	327,900	372,100
	2	156,900	193,600	229,000	254,200	284,800	329,900	374,800
	3	158,300	195,200	230,600	255,400	286,900	332,100	377,500
	4	159,700	196,800	232,200	256,700	288,900	334,300	380,200
	5	160,900	198,400	233,700	257,900	291,000	336,100	382,600
	6	162,800	199,900	235,300	259,100	293,100	338,300	385,300
	7	164,500	201,500	236,800	260,200	295,000	340,400	387,900
	8	166,100	203,000	238,400	261,200	297,000	342,600	390,600
	9	167,700	204,600	239,300	262,500	298,800	344,400	392,700
	10	169,400	206,300	240,700	263,200	300,700	346,500	395,000
	11	171,000	207,900	242,100	264,100	302,300	348,600	397,200
	12	172,800	209,600	243,200	264,900	303,900	350,700	399,400
	13	174,200	211,000	244,700	266,000	306,000	352,200	401,500
	14	176,000	212,600	246,000	267,100	307,900	354,200	403,500
	15	177,900	214,200	247,200	268,300	310,000	356,100	405,500
	16	179,700	215,800	248,500	269,500	312,000	358,100	407,600
	17	181,600	217,200	249,300	271,000	314,000	359,900	409,400
	18	183,100	218,800	250,500	272,700	316,000	361,900	411,400
	19	184,900	220,500	251,600	274,400	318,100	363,900	413,400
	20	186,700	222,200	252,700	276,100	320,200	365,900	415,500
	21	188,200	223,500	254,100	277,800	322,000	367,700	417,300
	22	189,700	225,000	254,900	279,500	324,000	369,700	418,900
	23	191,200	226,400	255,800	281,200	325,800	371,800	420,500
	24	192,700	227,900	256,700	282,800	327,800	373,900	422,000
	25	194,300	229,100	257,700	284,500	329,500	375,300	423,500
	26	195,600	230,500	258,800	286,200	331,400	377,200	424,800
	27	197,200	231,800	259,900	288,000	333,400	379,000	426,100
	28	198,600	233,100	261,100	289,600	335,400	380,700	427,400
	29	200,100	234,300	262,500	291,000	336,700	382,500	428,700
	30	201,300	235,600	264,100	292,600	338,500	384,000	429,900
	31	202,600	237,100	265,700	294,200	340,300	385,600	431,100
	32	203,900	238,400	267,200	295,900	342,100	387,300	432,200
	33	205,300	239,400	268,500	297,600	343,800	388,600	433,400
	34	206,700	240,700	270,300	299,300	345,600	389,900	434,600
	35	208,000	241,600	271,900	301,100	347,500	391,200	435,800
	36	209,400	242,800	273,500	302,900	349,300	392,400	437,000
	37	210,500	244,100	274,900	304,200	351,100	393,500	438,300
	38	211,800	245,200	276,400	306,000	352,800	394,700	439,100
	39	213,100	246,300	278,000	307,500	354,400	395,800	439,500
	40	214,400	247,400	279,400	309,100	356,100	396,900	440,200
	41	215,500	248,500	280,600	310,800	357,300	397,700	440,700
	42	216,700	249,400	282,000	312,500	358,400	398,500	441,100
	43	217,900	250,300	283,500	314,100	359,600	399,300	441,500
44	219,100	251,100	285,000	315,800	360,800	400,100	441,900	

45	220,200	252,200	286,500	316,700	362,000	400,500	442,300
46	221,300	253,500	288,200	318,100	362,800	401,100	442,700
47	222,300	254,800	289,900	319,600	364,000	401,600	443,100
48	223,300	256,000	291,500	321,200	365,100	402,000	443,400
49	224,200	257,500	292,700	322,600	366,100	402,400	443,700
50	225,100	258,900	294,300	323,900	367,100	402,700	444,100
51	226,000	260,100	295,600	325,100	368,100	403,000	444,400
52	226,900	261,300	297,200	326,400	369,100	403,300	444,700
53	227,200	262,300	298,500	327,500	369,900	403,600	445,000
54	228,000	263,600	300,000	328,500	370,700	403,900	
55	228,600	264,900	301,400	329,600	371,600	404,200	
56	229,400	266,000	302,900	330,600	372,500	404,500	
57	230,100	266,800	303,900	331,100	373,000	404,800	
58	230,800	268,000	305,200	332,000	373,800	405,100	
59	231,400	269,300	306,400	332,800	374,600	405,400	
60	232,000	270,400	307,800	333,700	375,400	405,800	
61	232,700	271,300	309,100	334,500	375,800	406,000	
62	233,400	272,400	310,300	334,800	376,600	406,300	
63	234,000	273,500	311,600	335,400	377,300	406,600	
64	234,700	274,600	312,800	336,100	378,000	406,900	
65	235,300	275,400	314,200	336,700	378,400	407,100	
66	236,000	276,500	315,000	337,400	379,000		
67	236,700	277,400	315,800	338,100	379,700		
68	237,400	278,500	316,600	338,800	380,300		
69	238,000	279,500	317,200	339,500	380,700		
70	238,600	280,500	317,900	340,000	381,200		
71	239,200	281,600	318,600	340,700	381,700		
72	239,700	282,700	319,200	341,300	382,200		
73	240,300	283,300	319,900	341,600	382,800		
74	241,000	284,000	320,100	342,200	383,300		
75	241,700	284,500	320,700	342,700	383,900		
76	242,200	285,300	321,300	343,300	384,500		
77	242,600	286,100	321,900	343,800	385,000		
78	243,100	286,700	322,400	344,300	385,500		
79	243,600	287,300	322,900	344,800	386,000		
80	243,900	287,900	323,400	345,200	386,500		
81	244,200	288,600	324,000	345,500	386,800		
82	244,500	289,100	324,500	345,800	387,300		
83	244,800	289,500	324,900	346,200	387,700		
84	245,100	289,900	325,400	346,500	388,100		
85	245,400	290,100	325,900	347,000	388,500		
86		290,300	326,300	347,300			
87		290,500	326,500	347,600			
88		290,700	326,900	347,900			
89		291,100	327,300	348,300			
90		291,300	327,700	348,600			
91		291,500	328,100	349,000			
92		291,700	328,500	349,300			

	93		292,100	328,800	349,700			
	94		292,300	329,000	350,000			
	95		292,500	329,400	350,300			
	96		292,800	329,700	350,600			
	97		293,200	329,900	350,900			
	98		293,500	330,200	351,300			
	99		293,700	330,500	351,700			
	100		294,000	330,800	352,100			
	101		294,300	331,000	352,600			
	102		294,500	331,300	353,000			
	103		294,700	331,700	353,400			
	104		295,000	331,900	353,800			
	105		295,300	332,100	354,300			
	106			332,300				
	107			332,700				
	108			332,900				
	109			333,100				
	110			333,500				
	111			333,900				
	112			334,300				
	113			334,500				
再任用職員		189,200	215,900	244,200	257,600	282,900	323,700	366,000

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表 (三)

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	170,400	197,600	244,300	266,400	289,200	331,000
	2	171,800	199,500	246,100	267,300	290,800	333,100
	3	173,300	201,500	247,900	268,200	292,400	335,100
	4	174,700	203,400	249,700	269,200	294,200	337,300
	5	176,100	205,500	251,100	269,700	295,800	339,300
	6	177,600	207,500	252,400	270,700	297,600	341,500
	7	179,100	209,700	253,500	271,400	299,300	343,600
	8	180,600	211,800	254,800	272,300	301,000	345,700
	9	181,800	213,800	255,600	273,400	302,700	347,200
	10	183,500	215,200	256,500	274,000	304,300	349,200
	11	185,100	216,600	257,400	275,000	305,700	351,100
	12	186,600	217,800	258,200	276,000	307,000	353,100
	13	188,000	219,200	259,300	277,000	308,500	355,000
	14	190,000	220,600	260,300	278,000	310,100	357,100
	15	192,000	222,100	261,100	279,000	311,900	359,200
	16	194,000	223,300	262,000	280,100	313,700	361,200
	17	196,000	224,700	262,500	281,400	315,400	363,200
	18	198,100	226,200	263,400	282,600	317,000	365,200
	19	200,100	227,700	264,200	283,600	318,700	367,300
	20	202,100	229,200	265,000	284,800	320,400	369,400
	21	204,100	230,300	265,900	286,300	321,800	371,100
	22	206,000	232,000	266,600	287,900	323,300	373,200
	23	208,100	233,800	267,500	289,200	324,800	375,300
	24	210,200	235,400	268,300	290,500	326,300	377,400
	25	211,800	236,700	269,400	291,600	327,700	379,400
	26	213,100	238,400	270,200	293,200	329,100	381,000
	27	214,300	240,100	271,100	294,900	330,600	382,900
	28	215,600	241,800	272,100	296,400	332,200	384,800
	29	216,800	243,400	273,300	297,400	333,300	386,600
	30	217,900	244,800	274,500	298,800	334,800	388,300
	31	219,200	246,100	276,000	300,200	336,200	390,200
	32	220,300	247,200	277,300	301,700	337,700	392,000
	33	221,600	248,200	278,800	303,100	339,300	393,700
	34	222,900	249,300	280,200	304,700	340,900	395,400
	35	224,200	250,200	281,400	306,300	342,500	397,200
	36	225,500	251,200	282,600	307,900	344,000	398,900
	37	226,600	251,900	284,100	309,200	345,700	400,500
	38	228,000	252,900	285,300	310,600	347,300	402,200
	39	229,300	253,800	286,700	312,000	348,800	404,000
	40	230,700	254,800	287,900	313,600	350,400	405,800
	41	231,600	255,200	288,900	315,100	351,600	407,300
	42	233,100	256,100	290,200	316,500	353,100	408,800
	43	234,400	256,900	291,500	317,900	354,600	410,300
44	235,800	257,600	292,900	319,400	356,000	411,600	

45	237,000	258,400	294,200	320,200	357,600	412,800
46	238,400	259,100	295,600	321,600	358,600	413,900
47	239,700	260,000	297,100	323,000	360,100	415,000
48	241,000	260,800	298,600	324,500	361,400	416,200
49	241,900	261,600	299,700	325,600	362,800	417,500
50	243,000	262,500	301,000	327,000	364,200	418,600
51	244,000	263,400	302,200	328,300	365,500	419,800
52	245,000	264,400	303,600	329,600	366,900	420,900
53	245,700	265,500	305,100	331,000	368,400	422,100
54	246,700	266,700	306,400	332,400	369,600	423,100
55	247,600	268,000	307,800	333,800	370,700	424,200
56	248,500	269,400	309,200	335,100	371,900	425,300
57	249,200	270,800	310,000	336,000	373,000	426,400
58	250,200	272,300	311,200	337,300	373,900	426,900
59	250,800	273,700	312,400	338,500	374,900	427,500
60	251,600	275,100	313,800	339,800	375,900	427,900
61	252,400	276,400	314,900	341,000	376,600	428,500
62	253,200	277,700	316,200	341,900	377,400	429,000
63	254,000	279,100	317,500	343,100	378,200	429,400
64	254,800	280,200	318,700	344,400	379,000	429,900
65	255,500	281,300	320,000	345,500	379,700	430,500
66	256,200	282,600	321,300	346,700	380,400	430,900
67	257,000	283,900	322,600	347,900	381,200	431,200
68	257,700	285,200	323,900	349,000	381,900	431,500
69	258,500	286,300	324,600	350,000	382,500	431,900
70	259,300	287,800	325,700	351,000	383,100	
71	260,200	289,300	326,800	352,100	383,800	
72	261,200	290,700	327,700	353,200	384,400	
73	262,500	291,700	329,000	354,000	385,100	
74	263,800	293,100	329,700	355,100	385,600	
75	264,900	294,300	330,800	356,200	386,200	
76	266,000	295,600	332,000	357,300	386,700	
77	266,900	297,000	333,100	358,000	387,100	
78	267,900	298,300	334,300	358,800	387,700	
79	269,200	299,500	335,400	359,600	388,200	
80	270,200	300,800	336,600	360,300	388,500	
81	271,100	301,300	337,700	360,900	388,800	
82	272,000	302,500	338,800	361,400	389,300	
83	273,000	303,600	339,800	362,000	389,700	
84	273,900	304,900	341,000	362,500	390,000	
85	274,700	306,000	341,900	363,100	390,300	
86	275,500	307,200	342,900	363,600	390,800	
87	276,400	308,400	343,800	364,200	391,300	
88	277,300	309,500	344,800	364,700	391,700	
89	278,100	310,800	345,800	365,100	392,000	
90	279,000	312,000	346,600	365,500	392,400	
91	279,800	313,200	347,400	366,100	392,900	
92	280,800	314,400	348,200	366,600	393,300	

	93	281,700	315,200	348,800	366,900	393,700
	94	282,700	315,900	349,400	367,400	
	95	283,600	316,600	350,100	367,800	
	96	284,600	317,200	350,700	368,100	
	97	285,200	317,900	351,100	368,700	
	98	286,000	318,200	351,500	369,200	
	99	286,600	318,800	352,000	369,700	
	100	287,500	319,500	352,400	370,200	
	101	288,300	319,900	352,900	370,800	
	102	289,100	320,500	353,300	371,300	
	103	289,900	321,100	353,800	371,800	
	104	290,700	321,700	354,200	372,200	
	105	291,400	322,100	354,500	372,800	
	106	291,900	322,600	355,000	373,300	
	107	292,400	323,100	355,400	373,800	
	108	292,900	323,600	355,700	374,300	
	109	293,100	324,000	356,200	374,900	
	110	293,400	324,400	356,700	375,300	
	111	293,600	324,700	357,200	375,800	
	112	294,000	325,000	357,700	376,400	
	113	294,300	325,400	358,200	377,000	
	114	294,500	325,800	358,700		
	115	294,900	326,200	359,200		
	116	295,200	326,500	359,600		
	117	295,500	326,700	360,000		
	118	295,800	327,000	360,400		
	119	296,100	327,400	360,900		
	120	296,500	327,600	361,400		
	121	296,800	327,800	361,800		
	122	297,200	328,100	362,300		
	123	297,500	328,400	362,800		
	124	297,900	328,700	363,300		
	125	298,100	328,900	363,600		
	126	298,300	329,200			
	127	298,600	329,600			
	128	299,000	329,800			
	129	299,200	330,000			
	130	299,500	330,200			
	131	299,900	330,600			
	132	300,300	330,800			
	133	300,500	331,100			
	134	300,800	331,500			
	135	301,200	331,900			
	136	301,500	332,300			
	137	301,700	332,600			
	138	302,000	333,000			
	139	302,400	333,400			
	140	302,700	333,800			

	141	302,900	334,100				
	142	303,300	334,500				
	143	303,700	334,800				
	144	304,000	335,200				
	145	304,200	335,500				
	146	304,500	335,900				
	147	304,800	336,300				
	148	305,200	336,700				
	149	305,400	337,000				
	150	305,600	337,400				
	151	305,900	337,800				
	152	306,200	338,200				
	153	306,600	338,500				
	154	306,800					
	155	307,000					
	156	307,300					
	157	307,600					
	158	307,900					
	159	308,200					
	160	308,500					
	161	308,900					
	162	309,200					
	163	309,500					
	164	309,800					
	165	310,200					
	166	310,500					
	167	310,800					
	168	311,100					
	169	311,500					
再任用職員		235,800	256,100	263,300	273,600	289,900	327,100

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

別表第 4 (第 4 条関係)

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	1	154,700	180,400	233,000	277,000	325,200	359,900
	2	155,700	182,700	235,200	278,800	327,200	362,100
	3	156,900	185,200	237,200	280,600	329,200	364,200
	4	157,900	187,500	239,300	282,400	331,200	366,600
	5	158,900	189,900	241,300	283,700	333,400	368,500
	6	160,200	192,400	243,300	285,600	334,900	371,500
	7	161,600	194,800	245,400	287,400	336,500	374,500
	8	162,900	197,500	247,500	289,200	337,900	377,400
	9	164,000	199,800	249,700	290,300	339,100	380,000
	10	165,500	202,200	251,600	292,700	341,100	382,700
	11	167,200	204,600	253,500	294,900	343,100	385,200
	12	168,800	207,100	255,300	297,000	345,300	387,400
	13	170,100	209,400	256,900	299,200	347,100	390,100
	14	171,600	211,900	258,800	301,700	349,300	392,800
	15	173,200	214,500	260,600	303,900	351,400	395,600
	16	174,800	217,000	262,500	306,300	353,700	398,300
	17	176,200	219,300	264,100	308,500	356,000	401,100
	18	177,900	221,700	266,000	310,700	358,400	403,100
	19	179,600	224,300	267,900	312,800	360,600	405,100
	20	181,300	226,900	269,900	314,700	362,900	407,100
	21	182,900	229,100	271,400	316,700	365,100	408,600
	22	184,900	230,700	273,000	317,600	367,100	410,500
	23	186,800	232,300	274,500	318,600	368,700	412,400
	24	188,700	234,000	275,900	319,600	370,200	414,400
	25	190,400	235,500	277,200	320,600	372,300	415,900
	26	192,000	236,900	278,800	321,800	374,700	417,400
	27	193,800	238,400	280,200	322,900	377,200	419,100
	28	195,600	239,600	281,600	324,300	379,500	420,800
	29	197,200	241,200	282,800	325,500	381,500	421,800
	30	199,100	241,900	284,000	326,900	383,600	423,400
	31	201,100	243,000	285,400	328,400	385,800	424,900
	32	203,100	244,100	286,500	330,000	387,900	426,500
	33	204,900	245,300	287,200	331,500	389,600	428,000
	34	206,500	246,200	288,600	332,800	391,200	429,300
	35	208,400	247,000	289,600	333,900	392,800	430,600
	36	210,100	247,900	290,700	335,400	394,600	431,800
	37	211,500	248,600	291,600	336,800	396,100	433,000
	38	213,100	249,300	292,500	338,100	397,500	434,000
	39	214,600	250,100	293,300	339,500	399,000	435,000
	40	216,200	251,000	294,100	340,800	400,500	436,000
	41	217,600	251,900	294,900	341,700	401,000	436,400
	42	219,100	252,800	295,500	342,800	402,300	437,000
	43	220,700	253,600	296,100	344,000	403,500	437,700
	44	222,300	254,500	296,600	345,300	404,900	438,400

45	223,700	255,200	297,400	346,700	406,300	439,000
46	224,900	256,100	298,500	348,100	407,700	439,300
47	226,100	256,900	299,400	349,500	409,100	439,900
48	227,400	257,600	300,500	350,900	410,400	440,400
49	228,800	258,000	301,900	351,700	411,700	440,700
50	230,000	258,500	302,800	353,100	412,700	441,400
51	230,900	259,000	303,700	354,400	413,600	442,100
52	232,000	259,300	304,600	355,800	414,500	442,800
53	233,400	259,500	305,400	357,100	414,700	443,400
54	234,600	259,800	306,200	358,500	415,100	444,100
55	235,800	260,100	307,200	359,800	415,600	444,800
56	237,000	260,700	307,900	361,200	416,100	445,400
57	238,100	261,000	309,000	361,800	416,500	445,800
58	239,300	261,300	309,900	363,000	416,700	446,500
59	240,500	261,600	310,900	364,100	417,300	447,200
60	241,700	261,900	311,800	365,400	417,700	448,000
61	242,800	262,200	312,400	366,500	418,000	448,400
62	243,900	262,500	313,000	367,100	418,600	448,700
63	244,800	262,800	313,600	367,600	419,200	449,000
64	245,800	263,100	314,200	368,200	419,800	449,300
65	246,400	263,400	314,500	368,600	420,400	449,500
66	247,200	263,700	315,200	369,100	421,000	449,800
67	248,000	263,900	315,700	369,600	421,500	450,100
68	248,800	264,200	316,300	370,100	422,100	450,400
69	249,500	264,500	317,000	370,300	422,700	450,600
70	250,100			370,600	423,200	450,900
71	250,700			371,000	423,800	451,200
72	251,500			371,300	424,400	451,400
73	252,300			371,800	424,900	451,600
74	252,600			372,000	425,500	
75	252,900			372,500	426,000	
76	253,200			372,900	426,600	
77	253,500			373,200	427,100	
78	253,800			373,700	427,700	
79	254,100			374,200	428,400	
80	254,400			374,700	429,000	
81	254,700			375,200	429,300	
82	255,000			375,600	429,900	
83	255,200			376,200	430,600	
84	255,500			376,700	431,200	
85	255,800			377,100	431,600	
86				377,600	432,100	
87				378,000	432,800	
88				378,500	433,500	
89				379,000	433,700	
90				379,500		
91				380,000		
92				380,500		

	93				380,800		
	94				381,200		
	95				381,700		
	96				382,100		
	97				382,600		
	98				382,900		
	99				383,400		
	100				383,800		
	101				384,400		
再任用職員		215,700	220,900	251,000	280,500	321,300	350,200

備考 この表は、知事が指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

（鹿児島県職員勤勉手当支給条例の一部改正）

第2条 鹿児島県職員勤勉手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

第3条 鹿児島県職員勤勉手当支給条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

（知事及び副知事の期末手当支給条例の一部改正）

第4条 知事及び副知事の期末手当支給条例（昭和26年鹿児島県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第5条 知事及び副知事の期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	377,100
2	423,200
3	473,300
4	534,500
5	609,700
6	712,000
7	832,300

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改め、同条第3項中「、第9条、第10条」を「から第10条まで」に改める。

第7条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第8条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第3号）の一部

を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	399,100
2	457,300
3	517,400
4	597,700
5	694,900
6	793,200

第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
	円
1	332,900
2	368,000
3	395,100

第 6 条第 2 項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第 9 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中鹿児島県職員の給与に関する条例第 8 条の 3 第 1 項第 4 号の改正規定、第 3 条、第 5 条、第 7 条及び第 9 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定（鹿児島県職員の給与に関する条例第 8 条の 3 第 1 項第 4 号の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の鹿児島県職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第 6 条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第 4 条第 1 項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第 8 条の規定（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第 6 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定は令和 4 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定による改正後の鹿児島県職員勤勉手当支給条例（以下「改正後の勤勉手当支給条例」という。）の規定、第 4 条の規定による改正後の知事及び副知事の期末手当支給条例（以下「改正後の知事等の期末手当支給条例」という。）の規定、第 6 条の規定（任期付職員条例第 5 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第 8 条の規定（任期付研究員条例第 6 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は同年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例, 改正後の勤勉手当支給条例, 改正後の知事等の期末手当支給条例, 第 6 条の規定による改正後の任期付職員条例 (以下この項において「改正後の任期付職員条例」という。)又は第 8 条の規定による改正後の任期付研究員条例 (以下この項において「改正後の任期付研究員条例」という。)の規定を適用する場合においては, 第 1 条の規定による改正前の鹿児島県職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与 (鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成 18 年鹿児島県条例第 7 号。以下この項において「平成 18 年改正条例」という。)附則第 7 項から第 9 項までの規定に基づいて支給された給料を含む。), 第 2 条の規定による改正前の鹿児島県職員勤勉手当支給条例の規定に基づいて支給された給与, 第 4 条の規定による改正前の知事及び副知事の期末手当支給条例の規定に基づいて支給された給与, 第 6 条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与 (平成 18 年改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)又は第 8 条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与 (平成 18 年改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定に基づいて支給された給料を含む。))は, それぞれ改正後の給与条例の規定による給与 (平成 18 年改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を含む。), 改正後の勤勉手当支給条例の規定による給与, 改正後の知事等の期末手当支給条例の規定による給与, 改正後の任期付職員条例の規定による給与 (平成 18 年改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を含む。)又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与 (平成 18 年改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか, この条例の施行に関し必要な事項は, 任命権者が人事委員会と協議して定める。

.....

鹿児島県職員等の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 32 号

鹿児島県職員等の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

- 第 1 条 この条例は, 地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 26 条の 3 第 1 項並びに同条第 2 項において準用する法第 26 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき, 県の一般職の職員並びに市町村立学校職員給与負担法 (昭和 23 年法律第 135 号) 第 1 条及び第 2 条に規定する職員の高齢者部分休業 (法第 26 条の 3 第 1 項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認の申請)

第2条 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。

2 法第26条の3第1項の規定により職員が申請する場合において、当該申請において示す日は、前項に定める年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の日でなければならない。

（高齢者部分休業の承認）

第3条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、高齢者部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の規定による承認（以下「高齢者部分休業の承認」という。）は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を上限として任命権者が定める時間の範囲内で、5分を単位として行うものとする。

（高齢者部分休業取得中の給与）

第4条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。以下「職員給与条例」という。）第14条（鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号。以下「学校職員給与条例」という。）第11条又は鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「警察職員給与条例」という。）第13条においてその例によるものとされている場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する給料の特別調整額、地域手当、農林漁業普及指導手当、管理職手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当並びに初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当並びに人事委員会と協議して定める手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから職員給与条例第17条（学校職員給与条例第11条又は警察職員給与条例第13条においてその例によるものとされている場合を含む。）の規定により知事が人事委員会と協議して定める時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

（退職手当の取扱い）

第5条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を鹿児島県職員退職手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第54号。以下「職員退職手当条例」という。）第7条第1項から第6項まで（学校職員給与条例第10条第1項又は鹿児島県地方警察職員退職手当支給条例（昭和29年鹿児島県条例第37号。以下「警察職員退職手当条例」という。）第2条においてその例によるものとされている場合を含む。）の規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、職員退職手当条例第7条第7項（学校職員給与条例第10条第1項又は警察職員退職手当条例第2条においてその例によるものとされている場合を含む。）中「前各項」とあるのは「前各項及び鹿児島県職員等の高齢者部分休業に関する条例（令和4年鹿児島県条例第32号。以下「高齢者部分休業条例」という。）第5条」と、同条第9項（学校職員給与条例第10条第1項又は警察職員退職手当条例第2条においてその例によるものとされている

場合を含む。)中「前各項」とあるのは「前各項及び高齢者部分休業条例第 5 条」とする。

(高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮)

第 6 条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合において、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた 1 週間当たりの勤務をしない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

2 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から当該高齢者部分休業の承認の取消しの申出があった場合において、特にやむを得ないと認めるときは、高齢者部分休業の承認を取り消すことができる。

(休業時間の延長)

第 7 条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第 3 条第 1 項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例の一部改正)

3 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例（昭和 26 年鹿児島県条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(7) 鹿児島県職員等の高齢者部分休業に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第 32 号）第 3 条第 1 項の規定による承認を受けて勤務しなかつた期間については、その 2 分の 1 の期間

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年鹿児島県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 第 3 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 鹿児島県職員等の高齢者部分休業に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第 32 号）第 3 条第 1 項の規定による承認

鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和4年12月23日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第33号

鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び県立病院事業管理者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

（開示決定等の期限）

第3条 法第78条第1項第4号に規定する開示決定等（以下「開示決定等」という。）は、法第76条第2項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）があった日から15日以内にならなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、法第77条第3項に規定する開示請求者（以下「開示請求者」という。）に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第4条 開示請求に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（開示請求に係る手数料等）

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。た

だし、次の各号のいずれかに該当する者は、当該交付又は開示に要する費用を負担しなければならない。

- (1) 開示請求をして、文書又は図画（これらを複写したものを含む。）の写しの交付を受ける者
- (2) 開示請求をして、電磁的記録の開示（閲覧に準ずるものとして規則で定めるものを除く。）を受ける者
（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第6条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（以下「行政機関等匿名加工情報」という。）の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
 - (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
- 2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
 - (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円
（審査会への諮問）

第7条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿児島県条例第60号）第2条第1項に規定する鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。
（運用状況の公表）

第8条 知事は、毎年1回、各実施機関における法の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。
（規則への委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（鹿児島県個人情報保護条例の廃止）

- 2 鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）は、廃止する。
（鹿児島県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の鹿児島県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- (1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第4項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から委託を受けて行う旧個人情報の取扱いに関する業務に従事していた者
- (3) 前項の規定の施行前において旧条例第6条第2項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事していた者
- 4 附則第2項の規定の施行前に旧条例第11条第1項若しくは第2項、第26条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第34条の2第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第47条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを同項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 附則第3項第2号及び第3号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 附則第2項の規定の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（鹿児島県情報公開条例の一部改正）
- 8 鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）の一部を次のように改正する。
第7条第1号の次に次の1号を加える。
- (1)の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機

関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号第9条中「第7条第3号」を「第7条第1号の2及び第3号」に改める。

（鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

9 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿児島県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を削り、同項第3号中「鹿児島県個人情報保護条例第43条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同号を同項第2号とし、同項第6号中「及び個人情報の保護に関する施策の重要事項」を「の重要事項及び個人情報の保護に関し必要があると認める事項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「鹿児島県個人情報保護条例第2条第4項」を「鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年鹿児島県条例第33号。以下「法施行条例」という。）第2条第2項」に改め、「実施機関」の次に「及び議会」を加え、同号を同項第7号とし、同項第4号を同項第6号とし、同号の前に次の3号を加える。

(3) 鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年鹿児島県条例第30号。

以下「県議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(4) 法施行条例第7条の規定による諮問に応じ個人情報の適正な取扱いを確保するための事項について調査審議すること。

(5) 県議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ個人情報の適正な取扱いを確保するための事項について調査審議すること。

第8条第1項第2号中「鹿児島県個人情報保護条例第43条第1項」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 県議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議会第8条第3項を次のように改める。

3 この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）

(2) 県議会個人情報保護条例第20条第4号、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（県議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）

第15条中「又は鹿児島県個人情報保護条例第43条第1項」を「、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問又は県議会個人情報保護条例第45条第1項」に改める。

（鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 この条例の施行の日前に旧条例第43条第1項の規定による諮問がされた場合における前項の規定による改正前の鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項（第3号に係る部分に限る。）及び第15条の規定の適用については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第34号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の表2の項中「始良市」の次に「，十島村，さつま町」を加え、同表4の項を削る。

別表総合政策部の表1の項中「西之表市」の次に「，垂水市」を加える。

別表観光・文化スポーツ部の表1の項中「平成元年外務省令第11号」を「令和4年外務省令第10号」に改め、同項中第7号を削り、第6号を第7号とし、同項第5号中「，第10条第4項及び第12条第3項」を「及び第10条第4項」に、「第2項」を「第3項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第3条第5項の規定による申請者の現有旅券の確認

別表観光・文化スポーツ部の表1の項第12号中「第3条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第13号中「第3条第2項」を「第7条第2項」に改める。

別表くらし保健福祉部の表11の2の項及び11の3の項中「垂水市」の次に「，薩摩川内市」を加える。

別表農政部の表2の項中「南種子町」の次に「，瀬戸内町」を、「天城町」の次に「，伊仙町」を加える。

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表観光・文化スポーツ部の表1の項の改正規定は、同年3月27日から施行する。
- この条例の施行の際改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 35 号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成 12 年鹿児島県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 観光・文化スポーツ部の表 2 の項の(1)中「2,000円」の次に「（法第 20 条第 2 項の規定の適用を受ける申請を行う場合における一般旅券の発給にあつては、4,000円）」を加え、同項の(3)を削る。

別表第 1 農政部の表 6 の項中(3)を(4)とし、同項の(2)のイに次のように加え、同項中(2)とし、(1)を(2)とする。

(キ) 豚熱 1 頭 1 回につき 240 円

別表第 1 農政部の表 6 の項に(1)として次のように加える。

(1) 法第 3 条の 2 第 1 項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理	豚熱予防液管理手数料	1 頭 1 回につき 70 円
---	------------	-----------------

別表第 1 土木部の表 14 の 5 の項の(2)の金額の欄を次のように改める。

ア 法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が認めるものを添付する場合 次に掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項の(2)のアにおいて「基本額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて法第 54 条第 2 項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、2 の項の(1)のアからケまでに掲げる金額（当該建築物が、同項の(1)のコに掲げる建築物に該当する場合にあつては同項の(1)のアからケまでに掲げる金額に、同項の(1)のコに掲げる金額を加えた金額、同項の(1)のサ又はシに掲げる建築物に該当する場合にあつては同項の(1)のアからケまでに掲げる金額に同項の(1)のサ又はシに掲げる金額を加えた金額）と同一の金額（以下この項の(2)及び(3)において「加算額」という。）をそれぞれ加えた金額

(ケ) 住宅以外の用に供する建築物（以下この項において「非住宅建築物」という。）で、モデル建物法を用いて計算したもの

- a 床面積が300平方メートル未満のもの 10,000円
 - b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 29,000円
 - c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 85,000円
 - d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 133,000円
 - e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 167,000円
 - f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 209,000円
- (イ) 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの
- a 床面積が300平方メートル未満のもの 10,000円
 - b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 29,000円
 - c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 85,000円
 - d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 133,000円
 - e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 167,000円
 - f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 209,000円
- (ロ) 住宅の用に供する建築物で、標準入力法を用いて計算したもの
- a 人の居住の用以外の用に供する部分を有しない住宅（以下この項において「一戸建ての住宅」という。） 6,800円
 - b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項において「共同住宅等」という。） 14,000円
 - c 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 26,000円
 - d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 53,000円
 - e 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 94,000円
- (ハ) 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの
- a 一戸建ての住宅 6,800円
 - b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 14,000円
 - c 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 26,000円
 - d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 53,000円
 - e 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 94,000円
- (ニ) 住宅の用に供する建築物と非住宅建築物との複合建築物（以下この項において「複合建築物」という。）認定申請に係る一の複合建築物の住宅部分（建築物の人の居住の用に供する部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。）の建築物の区分に応じ、この項の(2)のアの(ロ)又は(ハ)に掲げる金額に、当該複合建築物の住宅部分以外の部分（以下この項において「非住宅部分」という。）の建築物の区分に応じ、この項の(2)のアの(イ)又は(ロ)に掲げる金額を加えた金額
- イ その他の場合 次に掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分

に掲げる金額（以下この項の(2)のイにおいて「基本額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

(ケ) 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの

- a 床面積が300平方メートル未満のもの 95,000円
- b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 155,000円
- c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 248,000円
- d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 323,000円
- e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 387,000円
- f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 453,000円

(ク) 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

- a 床面積が300平方メートル未満のもの 239,000円
- b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 384,000円
- c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 546,000円
- d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 671,000円
- e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 793,000円
- f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 904,000円

(コ) 住宅の用に供する建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

- a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 39,000円
- b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 43,000円
- c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 78,000円
- d 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 126,000円
- e 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 209,000円
- f 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 297,000円

(ク) 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの

- a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 21,000円
- b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 23,000円
- c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 41,000円
- d 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 66,000円
- e 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 113,000円
- f 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 168,000円

(カ) 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物の住宅部分の建築物の区分に応じ、

この項の(2)のイの(ウ)又は(ニ)に掲げる金額に、当該複合建築物の非住宅部分の建築物の区分に応じ、この項の(2)のイの(ケ)又は(イ)に掲げる金額を加えた金額

別表第1 土木部の表14の5の項の(3)の金額の欄を次のように改める。

- ア 法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が認めるものを添付する場合 次に掲げる変更認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項の(3)のアにおいて「基本額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額
- (ケ) 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの
- a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,100円
 - b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 14,000円
 - c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 42,000円
 - d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,000円
 - e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 84,000円
 - f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 104,000円
- (ク) 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの
- a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,100円
 - b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 14,000円
 - c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 42,000円
 - d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,000円
 - e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 84,000円
 - f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 104,000円
- (コ) 住宅の用に供する建築物で、標準入力法を用いて計算したもの
- a 一戸建ての住宅 3,400円
 - b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 6,800円
 - c 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 13,000円
 - d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 27,000円
 - e 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 47,000円
- (カ) 複合建築物 変更認定申請に係る一の複合建築物の住宅部分の建築物の区分に応じ、この項の(3)のアの(ウ)に掲げる金額に、当該複合建築物の非住宅部分の建築物の区分に応じ、この項の(3)のアの(ケ)又は(イ)に掲げる金額を加えた金額
- イ その他の場合 次に掲げる変更認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項の(3)のイにおいて「基本額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定により

建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

(㉜) 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの

- a 床面積が300平方メートル未満のもの 47,000円
- b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 78,000円
- c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 124,000円
- d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 161,000円
- e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 193,000円
- f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 226,000円

(㉝) 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

- a 床面積が300平方メートル未満のもの 120,000円
- b 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 192,000円
- c 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 273,000円
- d 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 336,000円
- e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 396,000円
- f 床面積が25,000平方メートル以上であるもの 452,000円

(㉞) 住宅の用に供する建築物で、標準計算法を用いて計算したもの

- a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 19,000円
- b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 21,000円
- c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 39,000円
- d 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 63,000円
- e 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 105,000円
- f 床面積が5,000平方メートル以上の共同住宅等 148,000円

(㉟) 複合建築物 変更認定申請に係る一の複合建築物の住宅部分の建築物の区分に応じ、この項の(3)のイの(㉞)に掲げる金額に、当該複合建築物の非住宅部分の建築物の区分に応じ、この項の(3)のイの(㉜)又は(㉝)に掲げる金額を加えた金額

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 観光・文化スポーツ部の表の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和5年3月27日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県手数料徴収条例別表第1 観光・文化スポーツ部の表2の項の(1)の規定（括弧書の規定に限る。）は、令和5年3月27日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）による改正後の旅券法（昭和26年法律第267号）第18条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合について適用し、同日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項（同号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の

例による。

- 3 令和 5 年 3 月 27 日前に申請がなされた改正前の鹿児島県手数料徴収条例別表第 1 観光・文化スポーツ部の表 2 の項の(3)に規定する事務に係る手数料については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 36 号

鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和 27 年鹿児島県条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表 (一)

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	220,700	281,800	328,500	407,100
	2	223,000	284,800	331,400	409,400
	3	225,200	287,600	334,400	411,800
	4	227,400	290,400	337,400	414,400
	5	229,500	293,000	340,700	416,500
	6	231,600	295,400	343,100	419,000
	7	233,900	297,600	345,700	421,200
	8	236,000	299,900	348,100	423,700
	9	238,300	302,400	350,800	425,400
	10	240,700	304,900	353,500	427,900
	11	243,100	307,300	356,200	430,200
	12	245,500	309,800	359,200	432,500
	13	247,600	312,100	362,000	433,900
	14	250,000	314,100	363,900	436,100
	15	252,400	316,100	366,100	438,300
	16	254,800	317,800	368,600	440,600
	17	256,800	320,000	370,600	442,700
	18	259,900	321,800	372,800	445,100
	19	263,000	323,800	374,900	447,400
	20	266,100	325,500	376,900	449,900
	21	269,100	327,200	378,700	452,000
	22	272,100	329,600	380,500	454,300
	23	275,000	331,800	382,000	456,700
	24	277,900	334,200	383,200	459,000
	25	280,500	336,200	384,600	461,000
	26	283,100	338,200	386,400	463,200
	27	285,600	340,400	388,200	465,300
	28	288,200	342,800	390,100	467,500
	29	290,800	345,000	392,000	469,600
	30	293,100	347,100	393,700	471,900
	31	295,300	349,000	395,400	474,100
	32	297,600	350,800	397,100	476,200
	33	299,800	352,700	398,700	478,100
	34	302,000	354,600	400,500	480,200
	35	304,600	356,300	402,000	482,500
	36	306,800	357,800	403,800	484,800
	37	309,300	359,400	404,900	486,900
	38	310,600	361,400	406,500	488,900
	39	312,300	363,500	408,000	490,800
	40	313,700	365,400	409,500	492,700
	41	315,400	367,300	410,400	494,700
	42	315,900	369,200	412,100	496,600
43	316,400	371,000	413,600	498,300	

44	316,900	372,800	415,200	500,200
45	317,700	374,600	416,500	502,100
46	318,700	376,500	418,100	503,900
47	319,500	378,000	419,500	505,700
48	320,500	379,800	421,100	507,600
49	321,300	381,300	422,500	509,300
50	322,200	382,900	423,800	511,000
51	323,000	384,500	425,100	512,800
52	323,800	386,200	426,400	514,700
53	324,900	387,300	427,100	516,300
54	325,700	388,800	428,100	517,900
55	326,400	390,200	429,000	519,700
56	327,200	391,800	429,900	521,300
57	327,700	393,100	430,800	522,900
58	328,400	394,500	431,700	524,200
59	329,300	395,800	432,600	525,500
60	330,100	397,300	433,500	526,700
61	331,100	398,600	434,400	527,900
62	332,100	400,000	435,300	528,900
63	333,200	401,500	436,300	529,900
64	334,300	403,000	437,400	530,900
65	335,000	404,000	438,300	531,500
66	336,100	405,100	439,300	532,400
67	336,800	406,100	440,300	533,300
68	337,900	407,200	441,200	534,200
69	338,500	408,200	442,200	535,100
70	339,600	409,100	443,200	535,900
71	340,600	409,900	444,100	536,600
72	341,700	410,700	445,100	537,100
73	342,000	411,500	446,100	537,800
74	343,000	412,500	447,000	538,300
75	344,000	413,300	448,000	539,100
76	345,000	414,100	449,000	539,700
77	346,000	414,800	449,800	540,200
78	347,000	415,200	450,300	
79	347,900	415,500	451,000	
80	348,800	415,800	451,600	
81	349,800	416,100	452,400	
82	350,800	416,400	453,100	
83	351,800	416,600	453,400	
84	352,800	416,900	454,000	
85	353,400	417,200	454,400	
86	354,000	417,500	454,700	
87	354,600	417,800	455,000	
88	355,200	418,100	455,300	
89	355,800	418,300	455,600	
90	356,200	418,600		
91	356,600	418,900		

	92	357, 100	419, 200		
	93	357, 600	419, 400		
	94	358, 000	419, 700		
	95	358, 500	420, 000		
	96	359, 000	420, 300		
	97	359, 600	420, 500		
	98	360, 100	420, 800		
	99	360, 500	421, 100		
	100	361, 000	421, 300		
	101	361, 400	421, 500		
	102	361, 900	421, 800		
	103	362, 200	422, 100		
	104	362, 700	422, 300		
	105	363, 200	422, 500		
	106	363, 600			
	107	364, 100			
	108	364, 600			
	109	365, 000			
	110	365, 500			
	111	366, 000			
	112	366, 400			
	113	366, 800			
	114	367, 200			
	115	367, 700			
	116	368, 100			
	117	368, 500			
	118	368, 900			
	119	369, 400			
	120	369, 800			
	121	370, 100			
	122	370, 500			
	123	371, 000			
	124	371, 300			
	125	371, 700			
	126	372, 200			
	127	372, 700			
	128	373, 100			
	129	373, 500			
	特1				706, 000
	特2				761, 000
	特3				818, 000
	特4				895, 000
再任用職員		283, 600	294, 600	316, 600	400, 800

備考 この表は、県立短期大学に勤務する教育職員に適用し、4級の特1号給から特4号給までは、学長のみに適用する。

イ 教育職給料表 (二)

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	164,900	208,000	333,100	418,100
	2	166,400	209,700	335,300	419,900
	3	167,900	211,300	337,400	421,700
	4	169,400	213,000	339,400	423,400
	5	171,000	214,800	341,600	424,900
	6	172,900	216,400	343,400	426,400
	7	174,700	218,100	345,200	428,300
	8	176,500	219,700	346,800	430,200
	9	178,200	221,500	348,500	432,000
	10	180,300	223,400	350,600	433,800
	11	182,300	225,300	352,700	435,700
	12	184,200	227,200	354,800	437,500
	13	186,100	228,700	356,900	439,200
	14	188,200	230,700	358,900	441,100
	15	190,300	232,700	360,900	442,900
	16	192,400	234,800	362,900	444,800
	17	194,600	236,600	364,500	446,500
	18	196,900	239,300	366,400	448,400
	19	199,500	242,000	368,200	450,200
	20	201,800	244,700	370,200	452,000
	21	204,200	247,300	371,800	453,600
	22	205,800	250,100	373,700	455,300
	23	207,500	252,700	375,500	457,200
	24	209,200	255,400	377,500	458,900
	25	210,700	257,700	378,800	460,600
	26	212,200	260,100	380,600	462,200
	27	213,900	262,600	382,400	463,800
	28	215,500	264,800	384,300	465,300
	29	217,000	267,300	386,100	466,800
	30	218,700	269,700	388,000	468,100
	31	220,400	271,900	389,900	469,400
	32	222,100	274,000	391,900	470,700
	33	223,500	276,100	393,600	471,900
	34	225,300	278,300	395,300	472,600
	35	227,100	280,400	396,900	473,300
	36	228,800	282,300	398,700	474,000
	37	230,300	284,600	399,900	474,600
	38	232,100	286,300	401,400	
	39	234,000	288,200	402,800	
	40	235,800	290,000	404,200	
	41	237,500	291,400	405,900	
	42	239,200	293,500	407,300	
	43	240,800	295,500	408,600	
44	242,400	297,700	410,100		

45	243,600	299,700	411,700
46	244,900	302,100	413,100
47	246,200	304,300	414,600
48	247,300	307,000	416,200
49	248,600	309,200	417,900
50	250,000	311,600	419,300
51	251,200	313,900	420,900
52	252,600	316,100	422,400
53	253,700	318,200	424,100
54	254,900	320,000	425,600
55	256,200	321,600	427,200
56	257,200	323,200	428,800
57	258,500	325,100	430,300
58	259,200	327,200	431,800
59	260,300	329,300	433,000
60	261,300	331,300	434,200
61	262,400	333,400	435,400
62	263,300	335,500	436,700
63	264,400	337,700	438,000
64	265,200	339,900	439,200
65	266,500	341,700	440,400
66	267,900	343,900	441,600
67	269,400	345,900	442,800
68	271,000	348,100	444,000
69	272,300	349,900	445,200
70	273,600	351,800	446,400
71	274,900	353,800	447,600
72	276,200	355,800	448,900
73	277,200	357,400	450,000
74	278,400	359,300	450,600
75	279,700	361,100	451,100
76	280,700	363,000	451,600
77	281,600	364,800	452,100
78	282,600	366,500	
79	283,600	368,200	
80	284,600	369,800	
81	285,700	371,300	
82	286,900	372,800	
83	288,100	374,300	
84	289,300	375,700	
85	290,300	376,900	
86	291,400	378,300	
87	292,400	379,700	
88	293,600	381,000	
89	294,700	382,300	
90	295,800	383,600	
91	297,000	384,800	
92	298,200	386,100	

93	298,700	387,400
94	299,700	388,500
95	300,800	389,800
96	302,000	391,000
97	303,000	392,400
98	304,100	393,400
99	305,200	394,500
100	306,300	395,500
101	307,200	396,400
102	308,300	397,400
103	309,400	398,500
104	310,400	399,600
105	311,000	400,300
106	311,900	401,200
107	312,700	402,100
108	313,500	403,000
109	314,400	403,800
110	314,800	404,700
111	315,200	405,500
112	315,700	406,300
113	316,300	406,900
114	316,700	407,600
115	317,200	408,300
116	317,700	409,000
117	318,300	409,600
118	318,800	410,100
119	319,200	410,500
120	319,700	410,900
121	320,200	411,300
122	320,600	411,600
123	321,100	412,000
124	321,600	412,200
125	322,200	412,400
126	322,500	412,700
127	322,800	413,000
128	323,100	413,200
129	323,300	413,400
130	323,600	413,700
131	323,900	414,000
132	324,200	414,200
133	324,400	414,400
134	324,600	414,700
135	324,800	415,000
136	325,100	415,200
137	325,400	415,400
138	325,600	415,700
139	325,900	416,000
140	326,200	416,200

	141	326,400	416,400		
	142	326,600	416,700		
	143	326,900	417,000		
	144	327,100	417,200		
	145	327,400	417,400		
	146	327,600			
	147	327,900			
	148	328,200			
	149	328,400			
	150	328,600			
	151	328,900			
	152	329,200			
	153	329,400			
再任用職員		234,700	275,100	332,000	416,400

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校又は専修学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ウ 教育職給料表 (三)

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	164,900	180,700	296,800	407,800
	2	166,400	182,800	299,400	409,300
	3	167,900	184,900	302,200	410,800
	4	169,400	187,100	304,700	412,400
	5	171,000	189,100	307,200	413,800
	6	172,900	191,100	309,300	415,200
	7	174,700	193,200	311,600	416,700
	8	176,500	195,300	313,700	418,300
	9	178,200	197,600	315,800	419,700
	10	180,300	200,200	318,100	421,100
	11	182,300	202,800	320,500	422,500
	12	184,200	205,400	323,000	423,800
	13	186,100	208,000	325,400	425,100
	14	188,200	209,700	327,300	426,500
	15	190,300	211,300	329,200	427,900
	16	192,400	213,000	331,300	429,300
	17	194,600	214,800	333,100	430,500
	18	196,900	216,400	335,300	431,800
	19	199,500	218,100	337,400	433,000
	20	201,800	219,700	339,400	434,300
	21	204,200	221,500	341,600	435,400
	22	205,800	223,400	343,400	436,600
	23	207,500	225,300	345,200	437,900
	24	209,200	227,200	346,800	439,200
	25	210,700	228,700	348,500	440,500
	26	212,100	230,700	350,300	441,700
	27	213,700	232,700	352,200	442,700
	28	215,200	234,800	354,100	443,800
	29	216,900	236,600	355,900	445,000
	30	218,600	239,300	357,700	445,800
	31	220,300	242,000	359,400	446,600
	32	222,000	244,700	361,300	447,500
	33	223,300	247,300	362,600	448,500
	34	225,000	250,100	364,300	449,000
	35	226,700	252,700	365,800	449,500
	36	228,300	255,400	367,600	450,000
	37	229,700	257,700	369,500	450,500
	38	231,400	260,100	371,000	
	39	233,200	262,600	372,300	
	40	234,900	264,800	373,900	
	41	236,500	267,300	375,000	
	42	238,200	269,700	376,500	
	43	239,800	271,900	377,900	
44	241,400	274,000	379,400		

45	243,000	276,100	380,800
46	244,500	278,300	382,400
47	245,800	280,400	384,000
48	247,100	282,300	385,500
49	248,200	284,600	386,900
50	249,500	286,300	388,400
51	250,900	288,200	389,900
52	252,000	290,000	391,300
53	253,100	291,400	392,500
54	254,500	293,500	393,800
55	255,500	295,500	394,900
56	256,500	297,700	396,000
57	257,700	299,700	397,400
58	258,700	302,100	398,600
59	259,800	304,300	399,800
60	260,800	307,000	401,100
61	262,000	309,200	402,300
62	262,700	311,600	403,300
63	263,600	313,900	404,700
64	264,200	316,100	406,000
65	265,200	318,200	407,200
66	266,600	320,000	408,300
67	267,700	321,600	409,500
68	269,100	323,200	410,600
69	270,600	325,100	411,600
70	272,100	327,200	412,900
71	273,400	329,300	414,100
72	274,800	331,300	415,300
73	275,600	333,400	415,900
74	276,600	335,500	416,700
75	277,800	337,700	417,400
76	278,800	339,900	417,900
77	280,000	341,700	418,200
78	281,000	343,600	418,600
79	282,200	345,300	419,000
80	283,100	347,100	419,400
81	284,300	348,900	419,700
82	285,100	350,700	420,100
83	286,100	352,100	420,500
84	287,100	353,900	420,800
85	288,000	355,100	421,100
86	288,900	356,700	421,500
87	289,600	358,200	421,900
88	290,600	359,700	422,200
89	291,600	361,000	422,500
90	292,500	362,300	422,800
91	293,400	363,700	423,100
92	294,200	365,100	423,300

	93	294,500	366,600	423,500
	94	295,200	367,900	
	95	295,900	369,200	
	96	296,700	370,400	
	97	297,500	371,400	
	98	298,300	372,400	
	99	299,100	373,400	
	100	299,800	374,400	
	101	300,700	375,300	
	102	301,200	376,400	
	103	301,700	377,400	
	104	302,200	378,400	
	105	302,400	379,200	
	106	302,800	380,100	
	107	303,100	381,000	
	108	303,300	382,000	
	109	303,500	382,800	
	110	303,700	383,800	
	111	304,000	384,800	
	112	304,300	385,800	
	113	304,600	386,400	
	114	304,800	387,300	
	115	305,000	388,200	
	116	305,300	389,100	
	117	305,600	389,900	
	118	305,900	390,600	
	119	306,200	391,400	
	120	306,500	392,200	
	121	306,700	392,800	
	122	306,900	393,600	
	123	307,100	394,300	
	124	307,400	395,000	
	125	307,700	395,600	
	126		396,300	
	127		396,800	
	128		397,400	
	129		398,100	
	130		398,700	
	131		399,200	
	132		399,700	
	133		400,000	
	134		400,300	
	135		400,600	
	136		400,900	
	137		401,200	
	138		401,500	
	139		401,800	
	140		402,100	

	141		402,400		
	142		402,700		
	143		403,000		
	144		403,300		
	145		403,500		
	146		403,800		
	147		404,100		
	148		404,300		
	149		404,500		
	150		404,800		
	151		405,100		
	152		405,300		
	153		405,500		
	154		405,800		
	155		406,100		
	156		406,300		
	157		406,500		
再任用職員		225,800	271,900	325,300	406,300

備考1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 2 (第 3 条関係)

医 療 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,500	192,000	227,400	253,100	282,900	327,900	372,100
	2	156,900	193,600	229,000	254,200	284,800	329,900	374,800
	3	158,300	195,200	230,600	255,400	286,900	332,100	377,500
	4	159,700	196,800	232,200	256,700	288,900	334,300	380,200
	5	160,900	198,400	233,700	257,900	291,000	336,100	382,600
	6	162,800	199,900	235,300	259,100	293,100	338,300	385,300
	7	164,500	201,500	236,800	260,200	295,000	340,400	387,900
	8	166,100	203,000	238,400	261,200	297,000	342,600	390,600
	9	167,700	204,600	239,300	262,500	298,800	344,400	392,700
	10	169,400	206,300	240,700	263,200	300,700	346,500	395,000
	11	171,000	207,900	242,100	264,100	302,300	348,600	397,200
	12	172,800	209,600	243,200	264,900	303,900	350,700	399,400
	13	174,200	211,000	244,700	266,000	306,000	352,200	401,500
	14	176,000	212,600	246,000	267,100	307,900	354,200	403,500
	15	177,900	214,200	247,200	268,300	310,000	356,100	405,500
	16	179,700	215,800	248,500	269,500	312,000	358,100	407,600
	17	181,600	217,200	249,300	271,000	314,000	359,900	409,400
	18	183,100	218,800	250,500	272,700	316,000	361,900	411,400
	19	184,900	220,500	251,600	274,400	318,100	363,900	413,400
	20	186,700	222,200	252,700	276,100	320,200	365,900	415,500
	21	188,200	223,500	254,100	277,800	322,000	367,700	417,300
	22	189,700	225,000	254,900	279,500	324,000	369,700	418,900
	23	191,200	226,400	255,800	281,200	325,800	371,800	420,500
	24	192,700	227,900	256,700	282,800	327,800	373,900	422,000
	25	194,300	229,100	257,700	284,500	329,500	375,300	423,500
	26	195,600	230,500	258,800	286,200	331,400	377,200	424,800
	27	197,200	231,800	259,900	288,000	333,400	379,000	426,100
	28	198,600	233,100	261,100	289,600	335,400	380,700	427,400
	29	200,100	234,300	262,500	291,000	336,700	382,500	428,700
	30	201,300	235,600	264,100	292,600	338,500	384,000	429,900
	31	202,600	237,100	265,700	294,200	340,300	385,600	431,100
	32	203,900	238,400	267,200	295,900	342,100	387,300	432,200
	33	205,300	239,400	268,500	297,600	343,800	388,600	433,400
	34	206,700	240,700	270,300	299,300	345,600	389,900	434,600
	35	208,000	241,600	271,900	301,100	347,500	391,200	435,800
	36	209,400	242,800	273,500	302,900	349,300	392,400	437,000
	37	210,500	244,100	274,900	304,200	351,100	393,500	438,300
	38	211,800	245,200	276,400	306,000	352,800	394,700	439,100
	39	213,100	246,300	278,000	307,500	354,400	395,800	439,500
	40	214,400	247,400	279,400	309,100	356,100	396,900	440,200
	41	215,500	248,500	280,600	310,800	357,300	397,700	440,700
	42	216,700	249,400	282,000	312,500	358,400	398,500	441,100
	43	217,900	250,300	283,500	314,100	359,600	399,300	441,500
44	219,100	251,100	285,000	315,800	360,800	400,100	441,900	

45	220,200	252,200	286,500	316,700	362,000	400,500	442,300
46	221,300	253,500	288,200	318,100	362,800	401,100	442,700
47	222,300	254,800	289,900	319,600	364,000	401,600	443,100
48	223,300	256,000	291,500	321,200	365,100	402,000	443,400
49	224,200	257,500	292,700	322,600	366,100	402,400	443,700
50	225,100	258,900	294,300	323,900	367,100	402,700	444,100
51	226,000	260,100	295,600	325,100	368,100	403,000	444,400
52	226,900	261,300	297,200	326,400	369,100	403,300	444,700
53	227,200	262,300	298,500	327,500	369,900	403,600	445,000
54	228,000	263,600	300,000	328,500	370,700	403,900	
55	228,600	264,900	301,400	329,600	371,600	404,200	
56	229,400	266,000	302,900	330,600	372,500	404,500	
57	230,100	266,800	303,900	331,100	373,000	404,800	
58	230,800	268,000	305,200	332,000	373,800	405,100	
59	231,400	269,300	306,400	332,800	374,600	405,400	
60	232,000	270,400	307,800	333,700	375,400	405,800	
61	232,700	271,300	309,100	334,500	375,800	406,000	
62	233,400	272,400	310,300	334,800	376,600	406,300	
63	234,000	273,500	311,600	335,400	377,300	406,600	
64	234,700	274,600	312,800	336,100	378,000	406,900	
65	235,300	275,400	314,200	336,700	378,400	407,100	
66	236,000	276,500	315,000	337,400	379,000		
67	236,700	277,400	315,800	338,100	379,700		
68	237,400	278,500	316,600	338,800	380,300		
69	238,000	279,500	317,200	339,500	380,700		
70	238,600	280,500	317,900	340,000	381,200		
71	239,200	281,600	318,600	340,700	381,700		
72	239,700	282,700	319,200	341,300	382,200		
73	240,300	283,300	319,900	341,600	382,800		
74	241,000	284,000	320,100	342,200	383,300		
75	241,700	284,500	320,700	342,700	383,900		
76	242,200	285,300	321,300	343,300	384,500		
77	242,600	286,100	321,900	343,800	385,000		
78	243,100	286,700	322,400	344,300	385,500		
79	243,600	287,300	322,900	344,800	386,000		
80	243,900	287,900	323,400	345,200	386,500		
81	244,200	288,600	324,000	345,500	386,800		
82	244,500	289,100	324,500	345,800	387,300		
83	244,800	289,500	324,900	346,200	387,700		
84	245,100	289,900	325,400	346,500	388,100		
85	245,400	290,100	325,900	347,000	388,500		
86		290,300	326,300	347,300			
87		290,500	326,500	347,600			
88		290,700	326,900	347,900			
89		291,100	327,300	348,300			
90		291,300	327,700	348,600			
91		291,500	328,100	349,000			
92		291,700	328,500	349,300			

	93		292,100	328,800	349,700			
	94		292,300	329,000	350,000			
	95		292,500	329,400	350,300			
	96		292,800	329,700	350,600			
	97		293,200	329,900	350,900			
	98		293,500	330,200	351,300			
	99		293,700	330,500	351,700			
	100		294,000	330,800	352,100			
	101		294,300	331,000	352,600			
	102		294,500	331,300	353,000			
	103		294,700	331,700	353,400			
	104		295,000	331,900	353,800			
	105		295,300	332,100	354,300			
	106			332,300				
	107			332,700				
	108			332,900				
	109			333,100				
	110			333,500				
	111			333,900				
	112			334,300				
	113			334,500				
再任用職員		189,200	215,900	244,200	257,600	282,900	323,700	366,000

備考 この表は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は共同調理場に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第 3 (第 3 条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,500	199,100	235,100	266,700	291,500	320,100	363,900	409,200	459,700
	2	151,600	200,900	236,700	268,400	293,700	322,300	366,500	411,600	462,800
	3	152,800	202,700	238,200	270,000	295,800	324,600	368,900	414,200	465,800
	4	153,900	204,500	239,700	271,800	297,800	326,800	371,500	416,600	468,800
	5	155,000	206,000	241,000	273,500	299,600	329,000	373,400	418,500	471,800
	6	156,100	207,800	242,600	275,300	301,600	331,000	375,900	420,800	474,800
	7	157,200	209,600	244,100	277,100	303,400	333,200	378,300	422,900	477,800
	8	158,300	211,400	245,600	279,100	305,100	335,400	380,800	425,100	480,900
	9	159,300	213,000	246,700	281,000	307,000	337,300	383,200	427,100	483,700
	10	160,700	214,800	248,200	283,000	309,300	339,500	385,900	429,200	486,800
	11	162,100	216,600	249,700	284,900	311,500	341,600	388,500	431,300	489,800
	12	163,400	218,400	251,000	286,800	313,800	343,800	391,200	433,400	492,900
	13	164,600	219,800	252,500	288,700	315,900	345,600	393,600	435,100	495,600
	14	166,100	221,600	253,700	290,500	318,000	347,600	395,900	436,900	497,900
	15	167,600	223,300	255,000	292,000	320,200	349,600	398,100	438,900	500,200
	16	169,200	225,100	256,200	293,400	322,300	351,600	400,500	440,900	502,500
	17	170,300	226,700	257,500	295,200	324,200	353,300	402,300	442,800	504,600
	18	171,700	228,400	258,900	297,200	326,200	355,300	404,300	444,600	506,000
	19	173,100	230,000	260,300	299,300	328,200	357,100	406,200	446,400	507,500
	20	174,500	231,500	261,800	301,300	330,200	359,000	408,000	448,200	508,900
	21	175,800	232,900	263,400	303,200	331,900	360,900	409,900	450,000	510,100
	22	178,300	234,500	265,100	305,400	334,000	362,800	411,700	451,500	511,500
	23	180,800	236,100	266,700	307,400	336,000	364,800	413,600	452,900	513,000
	24	183,300	237,600	268,300	309,500	338,100	366,700	415,500	454,400	514,500
	25	185,700	238,600	270,200	311,200	339,500	368,700	417,300	455,800	515,600
	26	187,400	240,100	272,000	313,300	341,500	370,600	418,800	457,100	516,700
	27	189,000	241,400	273,700	315,300	343,400	372,600	420,300	458,400	517,900
	28	190,700	242,600	275,400	317,300	345,300	374,600	421,900	459,600	519,100
	29	192,200	243,800	277,000	319,000	346,900	376,200	423,500	460,600	520,200
	30	193,900	244,800	278,700	321,000	348,800	378,000	424,800	461,300	521,100
	31	195,700	245,800	280,500	323,100	350,700	379,800	426,100	462,100	522,000
	32	197,500	246,800	282,000	325,200	352,500	381,400	427,300	462,800	522,900
	33	199,100	247,900	283,200	326,400	354,400	383,200	428,500	463,500	523,700
	34	200,500	248,800	284,900	328,400	356,200	384,600	429,800	464,300	524,600
	35	202,000	249,700	286,500	330,300	358,000	386,100	431,100	465,000	525,300
	36	203,500	250,700	288,200	332,400	359,700	387,700	432,300	465,600	525,800
	37	204,800	251,600	289,800	334,300	361,100	389,100	433,500	466,100	526,500
	38	206,100	252,900	291,500	336,200	362,400	390,300	434,300	466,700	527,100
	39	207,300	254,100	293,300	338,200	363,800	391,500	435,100	467,300	527,900
	40	208,600	255,400	295,100	340,100	365,200	392,600	435,900	467,900	528,500
	41	209,900	256,700	296,600	342,100	366,500	393,700	436,500	468,400	529,000
	42	211,200	258,100	298,300	344,000	367,400	394,900	437,200	468,900	
	43	212,500	259,300	299,800	345,800	368,500	396,100	437,900	469,300	
44	213,800	260,500	301,400	347,700	369,600	397,200	438,600	469,600		

45	214,900	261,600	303,000	349,200	370,400	397,900	439,400	469,900
46	216,200	262,800	304,800	350,600	371,300	398,600	440,200	
47	217,500	264,100	306,400	352,100	372,200	399,300	440,600	
48	218,800	265,200	308,100	353,600	373,100	400,000	441,300	
49	219,800	266,300	309,000	355,200	374,000	400,600	441,800	
50	220,900	267,300	310,500	356,000	374,800	401,200	442,200	
51	221,900	268,500	312,000	357,200	375,600	401,700	442,600	
52	222,900	269,700	313,600	358,200	376,500	402,100	443,000	
53	223,900	270,700	315,200	359,100	377,200	402,500	443,400	
54	224,800	271,700	316,800	360,200	377,900	402,800	443,800	
55	225,700	272,800	318,400	361,100	378,600	403,100	444,200	
56	226,600	273,900	319,900	362,200	379,300	403,400	444,500	
57	226,900	274,800	321,400	363,100	379,800	403,700	444,800	
58	227,700	275,800	322,600	363,800	380,400	404,000	445,200	
59	228,400	276,700	323,800	364,500	381,000	404,300	445,500	
60	229,100	277,800	325,000	365,200	381,700	404,600	445,800	
61	229,800	278,900	325,700	365,600	382,100	404,900	446,100	
62	230,600	279,900	326,600	366,200	382,800	405,200		
63	231,300	280,800	327,400	366,900	383,400	405,500		
64	231,900	281,800	328,200	367,600	384,000	405,800		
65	232,500	282,300	329,100	367,900	384,400	406,100		
66	233,200	283,200	329,500	368,600	385,000	406,400		
67	233,800	283,900	330,200	369,300	385,600	406,700		
68	234,500	284,800	331,000	370,000	386,200	407,000		
69	235,200	285,800	331,800	370,300	386,600	407,200		
70	235,800	286,600	332,500	370,900	387,100	407,500		
71	236,300	287,400	333,200	371,600	387,600	407,800		
72	237,000	288,200	333,900	372,200	388,200	408,100		
73	237,700	289,000	334,400	372,500	388,500	408,300		
74	238,300	289,500	335,000	373,100	388,900	408,600		
75	238,900	289,900	335,500	373,800	389,300	408,900		
76	239,400	290,400	336,100	374,400	389,700	409,100		
77	240,000	290,600	336,400	374,800	390,000	409,300		
78	240,700	290,900	336,900	375,300	390,300	409,600		
79	241,400	291,100	337,300	375,900	390,600	409,900		
80	241,900	291,500	337,800	376,500	390,900	410,100		
81	242,400	291,700	338,200	377,000	391,100	410,300		
82	243,000	291,900	338,700	377,600	391,400	410,600		
83	243,600	292,300	339,200	378,100	391,700	410,900		
84	244,100	292,600	339,700	378,400	391,900	411,100		
85	244,600	292,900	340,000	378,800	392,100	411,300		
86	245,200	293,200	340,500	379,300	392,400			
87	245,800	293,500	341,000	379,700	392,700			
88	246,300	293,900	341,400	380,100	392,900			
89	246,800	294,200	341,700	380,500	393,100			
90	247,300	294,600	342,100	381,000	393,400			
91	247,600	294,900	342,600	381,400	393,700			
92	248,000	295,300	343,000	381,800	393,900			

	93	248,300	295,500	343,200	382,100	394,100				
	94		295,700	343,600						
	95		296,000	344,100						
	96		296,400	344,500						
	97		296,600	344,700						
	98		296,900	345,100						
	99		297,300	345,500						
	100		297,700	345,800						
	101		297,900	346,100						
	102		298,200	346,500						
	103		298,600	346,900						
	104		298,900	347,300						
	105		299,100	347,800						
	106		299,400	348,200						
	107		299,800	348,600						
	108		300,100	349,000						
	109		300,300	349,500						
	110		300,700	349,900						
	111		301,100	350,200						
	112		301,400	350,500						
	113		301,600	351,000						
	114		301,800							
	115		302,100							
	116		302,500							
	117		302,700							
	118		302,900							
	119		303,200							
	120		303,500							
	121		303,900							
	122		304,100							
	123		304,500							
	124		304,800							
	125		305,100							
再任用職員		188,200	215,800	255,900	275,400	290,500	316,000	357,800	391,000	442,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。

別表第 4 (第 3 条関係)

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	1	154,700	180,400	233,000	277,000	325,200	359,900
	2	155,700	182,700	235,200	278,800	327,200	362,100
	3	156,900	185,200	237,200	280,600	329,200	364,200
	4	157,900	187,500	239,300	282,400	331,200	366,600
	5	158,900	189,900	241,300	283,700	333,400	368,500
	6	160,200	192,400	243,300	285,600	334,900	371,500
	7	161,600	194,800	245,400	287,400	336,500	374,500
	8	162,900	197,500	247,500	289,200	337,900	377,400
	9	164,000	199,800	249,700	290,300	339,100	380,000
	10	165,500	202,200	251,600	292,700	341,100	382,700
	11	167,200	204,600	253,500	294,900	343,100	385,200
	12	168,800	207,100	255,300	297,000	345,300	387,400
	13	170,100	209,400	256,900	299,200	347,100	390,100
	14	171,600	211,900	258,800	301,700	349,300	392,800
	15	173,200	214,500	260,600	303,900	351,400	395,600
	16	174,800	217,000	262,500	306,300	353,700	398,300
	17	176,200	219,300	264,100	308,500	356,000	401,100
	18	177,900	221,700	266,000	310,700	358,400	403,100
	19	179,600	224,300	267,900	312,800	360,600	405,100
	20	181,300	226,900	269,900	314,700	362,900	407,100
	21	182,900	229,100	271,400	316,700	365,100	408,600
	22	184,900	230,700	273,000	317,600	367,100	410,500
	23	186,800	232,300	274,500	318,600	368,700	412,400
	24	188,700	234,000	275,900	319,600	370,200	414,400
	25	190,400	235,500	277,200	320,600	372,300	415,900
	26	192,000	236,900	278,800	321,800	374,700	417,400
	27	193,800	238,400	280,200	322,900	377,200	419,100
	28	195,600	239,600	281,600	324,300	379,500	420,800
	29	197,200	241,200	282,800	325,500	381,500	421,800
	30	199,100	241,900	284,000	326,900	383,600	423,400
	31	201,100	243,000	285,400	328,400	385,800	424,900
	32	203,100	244,100	286,500	330,000	387,900	426,500
	33	204,900	245,300	287,200	331,500	389,600	428,000
	34	206,500	246,200	288,600	332,800	391,200	429,300
	35	208,400	247,000	289,600	333,900	392,800	430,600
	36	210,100	247,900	290,700	335,400	394,600	431,800
	37	211,500	248,600	291,600	336,800	396,100	433,000
	38	213,100	249,300	292,500	338,100	397,500	434,000
	39	214,600	250,100	293,300	339,500	399,000	435,000
	40	216,200	251,000	294,100	340,800	400,500	436,000
	41	217,600	251,900	294,900	341,700	401,000	436,400
	42	219,100	252,800	295,500	342,800	402,300	437,000
	43	220,700	253,600	296,100	344,000	403,500	437,700
	44	222,300	254,500	296,600	345,300	404,900	438,400

45	223,700	255,200	297,400	346,700	406,300	439,000
46	224,900	256,100	298,500	348,100	407,700	439,300
47	226,100	256,900	299,400	349,500	409,100	439,900
48	227,400	257,600	300,500	350,900	410,400	440,400
49	228,800	258,000	301,900	351,700	411,700	440,700
50	230,000	258,500	302,800	353,100	412,700	441,400
51	230,900	259,000	303,700	354,400	413,600	442,100
52	232,000	259,300	304,600	355,800	414,500	442,800
53	233,400	259,500	305,400	357,100	414,700	443,400
54	234,600	259,800	306,200	358,500	415,100	444,100
55	235,800	260,100	307,200	359,800	415,600	444,800
56	237,000	260,700	307,900	361,200	416,100	445,400
57	238,100	261,000	309,000	361,800	416,500	445,800
58	239,300	261,300	309,900	363,000	416,700	446,500
59	240,500	261,600	310,900	364,100	417,300	447,200
60	241,700	261,900	311,800	365,400	417,700	448,000
61	242,800	262,200	312,400	366,500	418,000	448,400
62	243,900	262,500	313,000	367,100	418,600	448,700
63	244,800	262,800	313,600	367,600	419,200	449,000
64	245,800	263,100	314,200	368,200	419,800	449,300
65	246,400	263,400	314,500	368,600	420,400	449,500
66	247,200	263,700	315,200	369,100	421,000	449,800
67	248,000	263,900	315,700	369,600	421,500	450,100
68	248,800	264,200	316,300	370,100	422,100	450,400
69	249,500	264,500	317,000	370,300	422,700	450,600
70	250,100			370,600	423,200	450,900
71	250,700			371,000	423,800	451,200
72	251,500			371,300	424,400	451,400
73	252,300			371,800	424,900	451,600
74	252,600			372,000	425,500	
75	252,900			372,500	426,000	
76	253,200			372,900	426,600	
77	253,500			373,200	427,100	
78	253,800			373,700	427,700	
79	254,100			374,200	428,400	
80	254,400			374,700	429,000	
81	254,700			375,200	429,300	
82	255,000			375,600	429,900	
83	255,200			376,200	430,600	
84	255,500			376,700	431,200	
85	255,800			377,100	431,600	
86				377,600	432,100	
87				378,000	432,800	
88				378,500	433,500	
89				379,000	433,700	
90				379,500		
91				380,000		
92				380,500		

	93				380,800		
	94				381,200		
	95				381,700		
	96				382,100		
	97				382,600		
	98				382,900		
	99				383,400		
	100				383,800		
	101				384,400		
再任用職員		215,700	220,900	251,000	280,500	321,300	350,200

備考 この表は、高等学校の実習船に乗り組む学校職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県学校職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の鹿児島県学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年鹿児島県条例第 37 号。以下この項において「平成 18 年改正条例」という。）附則第 9 項から第 11 項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成 18 年改正条例附則第 9 項から第 11 項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が人事委員会と協議して定める。

.....

鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 37 号

鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和 29 年鹿児島県条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 5 までを次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	175,000	190,700	215,700	255,600	297,100	322,200	348,600	383,000	424,000
	2	176,700	192,400	217,700	257,400	298,900	324,400	350,800	385,200	425,800
	3	178,500	194,200	219,700	259,200	300,700	326,500	353,100	387,100	427,700
	4	180,200	196,000	221,700	261,000	302,700	328,500	355,300	389,200	429,600
	5	181,600	197,900	223,700	262,700	304,500	330,600	357,300	390,900	431,000
	6	183,500	200,000	225,500	264,500	306,400	332,400	359,400	392,900	432,700
	7	185,300	202,200	227,500	266,100	308,400	334,100	361,600	394,700	434,300
	8	187,200	204,400	229,400	267,800	310,500	335,700	363,800	396,500	435,800
	9	188,800	206,400	231,500	269,000	312,300	337,400	365,500	398,200	437,400
	10	190,500	208,700	233,400	270,500	314,500	339,700	367,700	400,200	439,100
	11	192,200	211,200	235,200	271,800	316,600	342,000	369,700	402,200	440,700
	12	193,900	213,500	237,000	273,000	318,600	344,300	371,900	404,300	442,300
	13	195,600	215,500	238,800	274,300	320,600	346,300	373,700	406,000	443,400
	14	197,700	217,300	240,700	275,600	322,500	348,400	375,800	408,100	445,000
	15	199,700	219,100	242,600	276,600	324,100	350,600	377,900	410,100	446,800
	16	201,700	220,900	244,500	277,800	325,700	352,700	380,000	412,300	448,700
	17	203,800	222,800	246,000	278,500	327,400	354,700	381,600	414,000	450,300
	18	205,900	224,500	247,800	279,900	329,700	356,700	383,600	415,700	452,100
	19	208,200	226,400	249,600	281,200	331,800	358,700	385,500	417,400	453,900
	20	210,500	228,200	251,400	282,500	334,100	360,800	387,500	419,000	455,600
	21	212,600	229,900	253,000	283,800	336,000	362,500	389,200	420,700	457,200
	22	214,400	231,700	254,300	284,800	338,000	364,500	391,300	422,300	458,900
	23	216,100	233,600	255,500	286,100	340,100	366,300	393,400	423,700	460,500
	24	217,900	235,400	256,800	287,300	342,200	368,400	395,400	425,200	462,300
	25	219,800	237,000	258,000	288,300	344,100	370,100	397,100	426,500	463,800
	26	221,500	238,700	259,200	289,900	346,200	372,100	399,100	427,900	465,200
	27	223,300	240,400	260,500	291,600	348,100	374,100	401,200	429,400	466,700
	28	225,000	242,000	261,600	293,200	350,100	376,200	403,300	431,000	468,000
	29	226,900	243,200	262,500	295,100	351,900	378,000	404,800	432,300	469,200
	30	228,700	245,000	263,500	297,000	354,000	380,100	406,600	434,000	469,900
	31	230,500	246,800	264,700	298,700	355,800	382,200	408,300	435,700	470,600
	32	232,300	248,600	265,700	300,500	357,900	384,200	410,000	437,300	471,300
	33	234,000	250,000	266,200	302,100	359,300	386,100	411,700	438,700	471,800
	34	235,700	251,500	267,400	303,800	361,300	388,200	413,300	440,400	472,600
	35	237,400	252,800	268,400	305,700	363,200	390,300	414,900	442,100	473,300
	36	239,100	254,200	269,500	307,400	365,300	392,200	416,400	443,700	473,900
	37	240,300	255,400	270,300	309,100	367,200	393,900	417,700	445,100	474,200
	38	242,100	256,700	271,200	310,700	369,300	395,400	419,200	445,800	474,800
	39	243,900	257,900	272,200	312,500	371,300	396,700	420,700	446,500	475,300
	40	245,700	258,900	273,000	314,000	373,300	398,100	422,200	447,200	475,800
	41	247,100	259,900	274,000	315,400	375,300	399,300	423,700	447,600	476,300
	42	248,500	261,000	275,100	316,900	377,500	400,400	425,000	448,300	476,700
	43	249,800	262,000	276,100	318,600	379,600	401,400	426,300	449,000	477,100
44	251,000	263,000	276,900	320,300	381,600	402,400	427,500	449,600	477,500	

45	252,100	263,600	278,000	322,000	383,300	403,600	428,500	450,400	477,800
46	253,200	264,700	279,400	323,900	385,000	404,800	429,200	451,100	
47	254,200	265,600	280,700	325,800	386,600	405,900	430,000	451,600	
48	255,000	266,700	282,100	327,600	388,300	407,100	430,800	452,100	
49	255,700	267,500	283,800	329,000	389,700	408,400	431,300	452,600	
50	256,600	268,500	285,500	330,600	390,700	409,200	431,700	452,900	
51	257,700	269,600	287,000	332,000	391,700	410,000	432,100	453,200	
52	258,700	270,500	288,400	333,700	392,700	410,700	432,400	453,600	
53	259,200	271,500	289,800	335,200	394,000	411,200	432,700	454,000	
54	260,400	272,200	291,400	336,900	395,100	412,000	433,100	454,200	
55	261,200	273,200	293,000	338,500	396,200	412,700	433,400	454,500	
56	262,300	274,100	294,500	340,400	397,400	413,300	433,700	454,700	
57	263,200	275,100	295,900	341,300	398,700	414,000	434,000	455,100	
58	264,000	276,600	297,500	343,000	399,500	414,400	434,300	455,300	
59	264,800	277,800	299,200	344,600	400,300	415,000	434,600	455,500	
60	265,600	279,200	300,800	346,200	401,000	415,600	434,900	455,700	
61	266,400	280,700	302,200	347,800	401,500	416,000	435,200	456,100	
62	267,000	282,300	303,800	349,500	402,200	416,600	435,500		
63	267,800	283,600	305,500	351,200	402,900	417,100	435,800		
64	268,400	285,100	307,000	352,900	403,600	417,600	436,100		
65	269,600	286,400	308,300	354,500	403,900	418,100	436,400		
66	270,800	287,600	310,000	356,100	404,600	418,700	436,700		
67	271,800	289,000	311,400	357,700	405,300	419,100	437,000		
68	272,700	290,200	313,100	359,300	405,900	419,600	437,300		
69	273,800	291,700	314,500	360,500	406,300	420,000	437,500		
70	275,200	293,100	315,900	361,900	406,800	420,300	437,800		
71	276,400	294,600	317,200	363,200	407,400	420,600	438,100		
72	277,700	295,900	318,700	364,600	407,900	420,900	438,400		
73	278,700	297,100	319,400	365,800	408,400	421,200	438,600		
74	279,900	298,400	321,000	367,000	408,800	421,500	438,900		
75	281,200	299,700	322,500	368,300	409,300	421,800	439,200		
76	282,200	301,000	324,200	369,600	409,800	422,100	439,500		
77	283,300	301,900	326,000	370,900	410,300	422,300	439,700		
78	284,500	303,400	327,700	372,100	410,800	422,600	440,000		
79	285,600	304,700	329,300	373,300	411,400	422,900	440,300		
80	286,300	306,200	330,900	374,500	412,000	423,200	440,600		
81	287,400	307,500	332,600	375,700	412,400	423,400	440,800		
82	288,500	308,900	334,300	377,000	413,000	423,700	441,100		
83	289,600	310,000	335,900	378,100	413,500	424,000	441,400		
84	290,700	311,400	337,600	379,300	413,700	424,200	441,700		
85	291,800	312,300	339,000	380,400	414,000	424,400	441,900		
86	293,000	313,800	340,600	381,000	414,500	424,700			
87	293,900	315,100	342,100	381,500	414,800	425,000			
88	295,100	316,600	343,600	382,100	415,100	425,200			
89	296,100	318,100	344,900	382,700	415,400	425,400			
90	297,300	319,600	346,100	383,300	415,800	425,700			
91	298,400	321,000	347,400	383,900	416,200	426,000			
92	299,600	322,500	348,700	384,500	416,600	426,200			

93	300,100	323,800	350,100	384,800	416,900	426,400			
94	301,400	325,100	351,600	385,300					
95	302,500	326,500	353,100	385,900					
96	303,800	327,800	354,600	386,400					
97	305,000	329,000	355,900	386,800					
98	306,200	330,300	357,100	387,200					
99	307,400	331,600	358,200	387,800					
100	308,600	332,900	359,400	388,300					
101	309,800	334,300	360,500	388,700					
102	310,800	335,200	361,600	389,200					
103	311,900	336,300	362,700	389,800					
104	312,900	337,500	363,900	390,300					
105	313,700	338,600	365,100	390,600					
106	314,300	339,700	365,600	391,000					
107	314,900	340,800	366,200	391,500					
108	315,600	341,900	366,800	391,800					
109	316,100	343,100	367,400	392,100					
110	316,600	344,100	367,900	392,600					
111	317,100	345,100	368,400	393,100					
112	317,700	346,000	368,900	393,600					
113	318,500	346,900	369,300	393,900					
114	319,200	347,800	369,700	394,400					
115	319,900	348,800	370,300	394,900					
116	320,600	349,800	370,800	395,400					
117	321,200	350,800	371,200	395,700					
118	322,000	351,300	371,700	396,200					
119	322,700	351,900	372,300	396,700					
120	323,500	352,500	372,800	397,200					
121	324,100	352,800	373,000	397,600					
122	324,400	353,200	373,500	398,100					
123	324,900	353,700	374,000	398,500					
124	325,400	354,100	374,400	399,000					
125	325,700	354,500	374,900	399,400					
126		354,900	375,400						
127		355,400	375,900						
128		355,800	376,500						
129		356,200	376,800						
130		356,600	377,300						
131		357,000	377,800						
132		357,400	378,300						
133		357,600	378,600						
134		358,100	379,100						
135		358,500	379,500						
136		358,800	379,900						
137		359,100	380,200						
138		359,500	380,700						
139		360,000	381,200						
140		360,500	381,700						

	141		360,800	382,000						
	142		361,300							
	143		361,800							
	144		362,300							
	145		362,600							
再任用職員		242,200	253,900	258,000	289,400	306,000	320,100	343,800	379,000	410,600

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第 2 (第 3 条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,500	199,100	235,100	266,700	291,500	320,100	363,900	409,200	459,700
	2	151,600	200,900	236,700	268,400	293,700	322,300	366,500	411,600	462,800
	3	152,800	202,700	238,200	270,000	295,800	324,600	368,900	414,200	465,800
	4	153,900	204,500	239,700	271,800	297,800	326,800	371,500	416,600	468,800
	5	155,000	206,000	241,000	273,500	299,600	329,000	373,400	418,500	471,800
	6	156,100	207,800	242,600	275,300	301,600	331,000	375,900	420,800	474,800
	7	157,200	209,600	244,100	277,100	303,400	333,200	378,300	422,900	477,800
	8	158,300	211,400	245,600	279,100	305,100	335,400	380,800	425,100	480,900
	9	159,300	213,000	246,700	281,000	307,000	337,300	383,200	427,100	483,700
	10	160,700	214,800	248,200	283,000	309,300	339,500	385,900	429,200	486,800
	11	162,100	216,600	249,700	284,900	311,500	341,600	388,500	431,300	489,800
	12	163,400	218,400	251,000	286,800	313,800	343,800	391,200	433,400	492,900
	13	164,600	219,800	252,500	288,700	315,900	345,600	393,600	435,100	495,600
	14	166,100	221,600	253,700	290,500	318,000	347,600	395,900	436,900	497,900
	15	167,600	223,300	255,000	292,000	320,200	349,600	398,100	438,900	500,200
	16	169,200	225,100	256,200	293,400	322,300	351,600	400,500	440,900	502,500
	17	170,300	226,700	257,500	295,200	324,200	353,300	402,300	442,800	504,600
	18	171,700	228,400	258,900	297,200	326,200	355,300	404,300	444,600	506,000
	19	173,100	230,000	260,300	299,300	328,200	357,100	406,200	446,400	507,500
	20	174,500	231,500	261,800	301,300	330,200	359,000	408,000	448,200	508,900
	21	175,800	232,900	263,400	303,200	331,900	360,900	409,900	450,000	510,100
	22	178,300	234,500	265,100	305,400	334,000	362,800	411,700	451,500	511,500
	23	180,800	236,100	266,700	307,400	336,000	364,800	413,600	452,900	513,000
	24	183,300	237,600	268,300	309,500	338,100	366,700	415,500	454,400	514,500
	25	185,700	238,600	270,200	311,200	339,500	368,700	417,300	455,800	515,600
	26	187,400	240,100	272,000	313,300	341,500	370,600	418,800	457,100	516,700
	27	189,000	241,400	273,700	315,300	343,400	372,600	420,300	458,400	517,900
	28	190,700	242,600	275,400	317,300	345,300	374,600	421,900	459,600	519,100
	29	192,200	243,800	277,000	319,000	346,900	376,200	423,500	460,600	520,200
	30	193,900	244,800	278,700	321,000	348,800	378,000	424,800	461,300	521,100
	31	195,700	245,800	280,500	323,100	350,700	379,800	426,100	462,100	522,000
	32	197,500	246,800	282,000	325,200	352,500	381,400	427,300	462,800	522,900
	33	199,100	247,900	283,200	326,400	354,400	383,200	428,500	463,500	523,700
	34	200,500	248,800	284,900	328,400	356,200	384,600	429,800	464,300	524,600
	35	202,000	249,700	286,500	330,300	358,000	386,100	431,100	465,000	525,300
	36	203,500	250,700	288,200	332,400	359,700	387,700	432,300	465,600	525,800
	37	204,800	251,600	289,800	334,300	361,100	389,100	433,500	466,100	526,500
	38	206,100	252,900	291,500	336,200	362,400	390,300	434,300	466,700	527,100
	39	207,300	254,100	293,300	338,200	363,800	391,500	435,100	467,300	527,900
	40	208,600	255,400	295,100	340,100	365,200	392,600	435,900	467,900	528,500
	41	209,900	256,700	296,600	342,100	366,500	393,700	436,500	468,400	529,000
	42	211,200	258,100	298,300	344,000	367,400	394,900	437,200	468,900	
	43	212,500	259,300	299,800	345,800	368,500	396,100	437,900	469,300	
44	213,800	260,500	301,400	347,700	369,600	397,200	438,600	469,600		

45	214,900	261,600	303,000	349,200	370,400	397,900	439,400	469,900
46	216,200	262,800	304,800	350,600	371,300	398,600	440,200	
47	217,500	264,100	306,400	352,100	372,200	399,300	440,600	
48	218,800	265,200	308,100	353,600	373,100	400,000	441,300	
49	219,800	266,300	309,000	355,200	374,000	400,600	441,800	
50	220,900	267,300	310,500	356,000	374,800	401,200	442,200	
51	221,900	268,500	312,000	357,200	375,600	401,700	442,600	
52	222,900	269,700	313,600	358,200	376,500	402,100	443,000	
53	223,900	270,700	315,200	359,100	377,200	402,500	443,400	
54	224,800	271,700	316,800	360,200	377,900	402,800	443,800	
55	225,700	272,800	318,400	361,100	378,600	403,100	444,200	
56	226,600	273,900	319,900	362,200	379,300	403,400	444,500	
57	226,900	274,800	321,400	363,100	379,800	403,700	444,800	
58	227,700	275,800	322,600	363,800	380,400	404,000	445,200	
59	228,400	276,700	323,800	364,500	381,000	404,300	445,500	
60	229,100	277,800	325,000	365,200	381,700	404,600	445,800	
61	229,800	278,900	325,700	365,600	382,100	404,900	446,100	
62	230,600	279,900	326,600	366,200	382,800	405,200		
63	231,300	280,800	327,400	366,900	383,400	405,500		
64	231,900	281,800	328,200	367,600	384,000	405,800		
65	232,500	282,300	329,100	367,900	384,400	406,100		
66	233,200	283,200	329,500	368,600	385,000	406,400		
67	233,800	283,900	330,200	369,300	385,600	406,700		
68	234,500	284,800	331,000	370,000	386,200	407,000		
69	235,200	285,800	331,800	370,300	386,600	407,200		
70	235,800	286,600	332,500	370,900	387,100	407,500		
71	236,300	287,400	333,200	371,600	387,600	407,800		
72	237,000	288,200	333,900	372,200	388,200	408,100		
73	237,700	289,000	334,400	372,500	388,500	408,300		
74	238,300	289,500	335,000	373,100	388,900	408,600		
75	238,900	289,900	335,500	373,800	389,300	408,900		
76	239,400	290,400	336,100	374,400	389,700	409,100		
77	240,000	290,600	336,400	374,800	390,000	409,300		
78	240,700	290,900	336,900	375,300	390,300	409,600		
79	241,400	291,100	337,300	375,900	390,600	409,900		
80	241,900	291,500	337,800	376,500	390,900	410,100		
81	242,400	291,700	338,200	377,000	391,100	410,300		
82	243,000	291,900	338,700	377,600	391,400	410,600		
83	243,600	292,300	339,200	378,100	391,700	410,900		
84	244,100	292,600	339,700	378,400	391,900	411,100		
85	244,600	292,900	340,000	378,800	392,100	411,300		
86	245,200	293,200	340,500	379,300	392,400			
87	245,800	293,500	341,000	379,700	392,700			
88	246,300	293,900	341,400	380,100	392,900			
89	246,800	294,200	341,700	380,500	393,100			
90	247,300	294,600	342,100	381,000	393,400			
91	247,600	294,900	342,600	381,400	393,700			
92	248,000	295,300	343,000	381,800	393,900			

	93	248,300	295,500	343,200	382,100	394,100				
	94		295,700	343,600						
	95		296,000	344,100						
	96		296,400	344,500						
	97		296,600	344,700						
	98		296,900	345,100						
	99		297,300	345,500						
	100		297,700	345,800						
	101		297,900	346,100						
	102		298,200	346,500						
	103		298,600	346,900						
	104		298,900	347,300						
	105		299,100	347,800						
	106		299,400	348,200						
	107		299,800	348,600						
	108		300,100	349,000						
	109		300,300	349,500						
	110		300,700	349,900						
	111		301,100	350,200						
	112		301,400	350,500						
	113		301,600	351,000						
	114		301,800							
	115		302,100							
	116		302,500							
	117		302,700							
	118		302,900							
	119		303,200							
	120		303,500							
	121		303,900							
	122		304,100							
	123		304,500							
	124		304,800							
	125		305,100							
再任用職員		188,200	215,800	255,900	275,400	290,500	316,000	357,800	391,000	442,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 3 (第 3 条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	150,800	199,400	285,500	334,400	389,900
	2	151,900	202,000	287,900	336,600	392,800
	3	153,100	204,400	290,200	338,600	395,400
	4	154,200	206,900	292,500	340,600	398,200
	5	155,300	209,400	294,800	342,300	400,300
	6	156,600	211,700	296,700	344,000	403,000
	7	157,900	214,000	298,700	345,600	405,700
	8	159,200	216,200	300,400	346,900	408,400
	9	160,200	218,300	302,200	348,600	410,900
	10	162,000	220,600	304,700	350,600	413,600
	11	163,600	223,100	307,000	352,700	416,300
	12	165,200	225,400	309,500	354,600	419,100
	13	166,600	227,400	311,600	356,600	421,700
	14	168,500	229,800	314,000	358,500	424,400
	15	170,400	232,300	316,400	360,300	427,200
	16	172,400	234,800	319,100	362,200	429,900
	17	174,000	237,000	321,500	363,900	432,400
	18	176,100	239,800	323,700	365,800	435,000
	19	178,200	242,700	325,700	367,500	437,500
	20	180,200	245,600	327,700	369,500	440,100
	21	182,300	248,100	329,800	371,000	442,600
	22	184,500	250,800	331,400	373,000	445,200
	23	186,700	253,300	332,800	374,700	447,900
	24	188,900	256,000	334,200	376,700	450,400
	25	190,900	258,500	336,100	378,100	452,600
	26	193,100	260,900	338,000	379,800	454,900
	27	195,200	263,200	339,800	381,700	457,400
	28	197,400	265,300	341,700	383,600	459,900
	29	199,500	267,800	343,600	385,300	462,400
	30	201,000	270,000	345,300	387,200	464,900
	31	202,800	271,900	346,800	389,100	467,400
	32	204,500	273,900	348,500	391,000	469,900
	33	206,300	275,600	349,700	392,600	472,200
	34	208,200	277,600	351,100	394,400	474,600
	35	210,100	279,600	352,400	396,000	477,000
	36	212,000	281,400	353,900	397,800	479,500
	37	213,500	283,300	355,100	399,000	481,900
	38	215,400	284,400	356,500	400,500	484,500
	39	217,300	285,600	357,700	401,900	486,900
	40	219,200	286,800	359,100	403,300	489,400
	41	221,000	288,000	359,800	404,700	491,700
	42	222,900	288,700	360,900	406,000	493,900
	43	224,800	289,300	362,100	407,500	496,100
44	226,700	290,000	363,200	409,100	498,300	

45	228,400	290,700	364,300	410,500	500,000
46	230,300	291,800	365,500	411,700	501,500
47	232,100	292,900	366,800	413,400	503,100
48	234,000	294,000	367,900	415,000	504,600
49	235,600	295,200	369,000	416,300	506,300
50	237,400	296,400	370,300	417,700	507,700
51	239,100	297,400	371,600	419,200	509,100
52	240,700	298,300	372,900	420,600	510,600
53	242,000	299,400	373,600	422,000	511,700
54	243,700	300,400	374,600	423,400	512,900
55	245,300	301,600	375,500	424,800	514,100
56	246,800	302,500	376,600	426,200	515,300
57	248,000	303,000	377,400	427,300	516,200
58	249,200	303,800	378,200	428,600	517,200
59	250,100	304,900	378,900	430,000	518,200
60	251,000	305,800	379,600	431,300	519,200
61	252,000	306,700	380,200	432,100	520,400
62	252,900	307,800	380,900	433,000	521,300
63	253,800	308,900	381,800	434,000	522,000
64	254,700	310,000	382,700	434,900	522,700
65	255,600	310,800	383,300	435,800	523,500
66	256,500	311,900	384,100	436,600	524,300
67	257,300	312,800	384,900	437,200	525,100
68	257,900	313,800	385,700	438,000	525,900
69	258,700	314,800	386,300	438,400	526,600
70	260,000	315,800	387,000	439,000	527,400
71	261,300	316,900	387,700	439,500	528,200
72	262,500	318,000	388,400	440,000	529,000
73	263,800	318,500	389,100	440,500	529,700
74	265,200	319,500	389,700		
75	266,400	320,600	390,300		
76	267,400	321,700	391,000		
77	268,400	322,800	391,700		
78	269,600	323,800	392,300		
79	270,800	324,700	392,900		
80	271,700	325,600	393,500		
81	272,900	326,700	394,100		
82	274,100	327,500	394,700		
83	275,300	328,200	395,300		
84	276,300	329,000	395,900		
85	277,400	329,500	396,400		
86	278,400	330,000	396,900		
87	279,500	330,500	397,400		
88	280,500	331,000	398,100		
89	281,300	331,300	398,500		
90	282,500	331,800			
91	283,500	332,300			
92	284,700	332,800			

	93	285,600	333,100			
	94	286,600	333,500			
	95	287,600	334,000			
	96	288,600	334,500			
	97	288,900	335,000			
	98	289,800	335,500			
	99	290,500	336,000			
	100	291,400	336,500			
	101	292,300	337,000			
	102	293,000	337,500			
	103	293,700	338,000			
	104	294,400	338,500			
	105	295,100	339,000			
	106	295,600	339,400			
	107	296,100	339,900			
	108	296,600	340,400			
	109	296,800	340,900			
	110	297,200	341,300			
	111	297,500	341,800			
	112	297,800	342,200			
	113	298,100	342,700			
	114	298,400	343,100			
	115	298,700	343,600			
	116	299,000	344,000			
	117	299,300	344,500			
	118	299,700	344,900			
	119	300,000	345,300			
	120	300,400	345,700			
	121	300,700	346,100			
再任用職員		218,100	259,400	284,300	326,800	385,500

備考 この表は、刑事部科学捜査研究所に勤務する職員で公安委員会が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

別表第 4 (第 3 条関係)

医 療 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	1	170,400	197,600	244,300	266,400	289,200	331,000
	2	171,800	199,500	246,100	267,300	290,800	333,100
	3	173,300	201,500	247,900	268,200	292,400	335,100
	4	174,700	203,400	249,700	269,200	294,200	337,300
	5	176,100	205,500	251,100	269,700	295,800	339,300
	6	177,600	207,500	252,400	270,700	297,600	341,500
	7	179,100	209,700	253,500	271,400	299,300	343,600
	8	180,600	211,800	254,800	272,300	301,000	345,700
	9	181,800	213,800	255,600	273,400	302,700	347,200
	10	183,500	215,200	256,500	274,000	304,300	349,200
	11	185,100	216,600	257,400	275,000	305,700	351,100
	12	186,600	217,800	258,200	276,000	307,000	353,100
	13	188,000	219,200	259,300	277,000	308,500	355,000
	14	190,000	220,600	260,300	278,000	310,100	357,100
	15	192,000	222,100	261,100	279,000	311,900	359,200
	16	194,000	223,300	262,000	280,100	313,700	361,200
	17	196,000	224,700	262,500	281,400	315,400	363,200
	18	198,100	226,200	263,400	282,600	317,000	365,200
	19	200,100	227,700	264,200	283,600	318,700	367,300
	20	202,100	229,200	265,000	284,800	320,400	369,400
	21	204,100	230,300	265,900	286,300	321,800	371,100
	22	206,000	232,000	266,600	287,900	323,300	373,200
	23	208,100	233,800	267,500	289,200	324,800	375,300
	24	210,200	235,400	268,300	290,500	326,300	377,400
	25	211,800	236,700	269,400	291,600	327,700	379,400
	26	213,100	238,400	270,200	293,200	329,100	381,000
	27	214,300	240,100	271,100	294,900	330,600	382,900
	28	215,600	241,800	272,100	296,400	332,200	384,800
	29	216,800	243,400	273,300	297,400	333,300	386,600
	30	217,900	244,800	274,500	298,800	334,800	388,300
	31	219,200	246,100	276,000	300,200	336,200	390,200
	32	220,300	247,200	277,300	301,700	337,700	392,000
	33	221,600	248,200	278,800	303,100	339,300	393,700
	34	222,900	249,300	280,200	304,700	340,900	395,400
	35	224,200	250,200	281,400	306,300	342,500	397,200
	36	225,500	251,200	282,600	307,900	344,000	398,900
	37	226,600	251,900	284,100	309,200	345,700	400,500
	38	228,000	252,900	285,300	310,600	347,300	402,200
	39	229,300	253,800	286,700	312,000	348,800	404,000
	40	230,700	254,800	287,900	313,600	350,400	405,800
	41	231,600	255,200	288,900	315,100	351,600	407,300
	42	233,100	256,100	290,200	316,500	353,100	408,800
	43	234,400	256,900	291,500	317,900	354,600	410,300
	44	235,800	257,600	292,900	319,400	356,000	411,600

45	237,000	258,400	294,200	320,200	357,600	412,800
46	238,400	259,100	295,600	321,600	358,600	413,900
47	239,700	260,000	297,100	323,000	360,100	415,000
48	241,000	260,800	298,600	324,500	361,400	416,200
49	241,900	261,600	299,700	325,600	362,800	417,500
50	243,000	262,500	301,000	327,000	364,200	418,600
51	244,000	263,400	302,200	328,300	365,500	419,800
52	245,000	264,400	303,600	329,600	366,900	420,900
53	245,700	265,500	305,100	331,000	368,400	422,100
54	246,700	266,700	306,400	332,400	369,600	423,100
55	247,600	268,000	307,800	333,800	370,700	424,200
56	248,500	269,400	309,200	335,100	371,900	425,300
57	249,200	270,800	310,000	336,000	373,000	426,400
58	250,200	272,300	311,200	337,300	373,900	426,900
59	250,800	273,700	312,400	338,500	374,900	427,500
60	251,600	275,100	313,800	339,800	375,900	427,900
61	252,400	276,400	314,900	341,000	376,600	428,500
62	253,200	277,700	316,200	341,900	377,400	429,000
63	254,000	279,100	317,500	343,100	378,200	429,400
64	254,800	280,200	318,700	344,400	379,000	429,900
65	255,500	281,300	320,000	345,500	379,700	430,500
66	256,200	282,600	321,300	346,700	380,400	430,900
67	257,000	283,900	322,600	347,900	381,200	431,200
68	257,700	285,200	323,900	349,000	381,900	431,500
69	258,500	286,300	324,600	350,000	382,500	431,900
70	259,300	287,800	325,700	351,000	383,100	
71	260,200	289,300	326,800	352,100	383,800	
72	261,200	290,700	327,700	353,200	384,400	
73	262,500	291,700	329,000	354,000	385,100	
74	263,800	293,100	329,700	355,100	385,600	
75	264,900	294,300	330,800	356,200	386,200	
76	266,000	295,600	332,000	357,300	386,700	
77	266,900	297,000	333,100	358,000	387,100	
78	267,900	298,300	334,300	358,800	387,700	
79	269,200	299,500	335,400	359,600	388,200	
80	270,200	300,800	336,600	360,300	388,500	
81	271,100	301,300	337,700	360,900	388,800	
82	272,000	302,500	338,800	361,400	389,300	
83	273,000	303,600	339,800	362,000	389,700	
84	273,900	304,900	341,000	362,500	390,000	
85	274,700	306,000	341,900	363,100	390,300	
86	275,500	307,200	342,900	363,600	390,800	
87	276,400	308,400	343,800	364,200	391,300	
88	277,300	309,500	344,800	364,700	391,700	
89	278,100	310,800	345,800	365,100	392,000	
90	279,000	312,000	346,600	365,500	392,400	
91	279,800	313,200	347,400	366,100	392,900	
92	280,800	314,400	348,200	366,600	393,300	

	93	281,700	315,200	348,800	366,900	393,700
	94	282,700	315,900	349,400	367,400	
	95	283,600	316,600	350,100	367,800	
	96	284,600	317,200	350,700	368,100	
	97	285,200	317,900	351,100	368,700	
	98	286,000	318,200	351,500	369,200	
	99	286,600	318,800	352,000	369,700	
	100	287,500	319,500	352,400	370,200	
	101	288,300	319,900	352,900	370,800	
	102	289,100	320,500	353,300	371,300	
	103	289,900	321,100	353,800	371,800	
	104	290,700	321,700	354,200	372,200	
	105	291,400	322,100	354,500	372,800	
	106	291,900	322,600	355,000	373,300	
	107	292,400	323,100	355,400	373,800	
	108	292,900	323,600	355,700	374,300	
	109	293,100	324,000	356,200	374,900	
	110	293,400	324,400	356,700	375,300	
	111	293,600	324,700	357,200	375,800	
	112	294,000	325,000	357,700	376,400	
	113	294,300	325,400	358,200	377,000	
	114	294,500	325,800	358,700		
	115	294,900	326,200	359,200		
	116	295,200	326,500	359,600		
	117	295,500	326,700	360,000		
	118	295,800	327,000	360,400		
	119	296,100	327,400	360,900		
	120	296,500	327,600	361,400		
	121	296,800	327,800	361,800		
	122	297,200	328,100	362,300		
	123	297,500	328,400	362,800		
	124	297,900	328,700	363,300		
	125	298,100	328,900	363,600		
	126	298,300	329,200			
	127	298,600	329,600			
	128	299,000	329,800			
	129	299,200	330,000			
	130	299,500	330,200			
	131	299,900	330,600			
	132	300,300	330,800			
	133	300,500	331,100			
	134	300,800	331,500			
	135	301,200	331,900			
	136	301,500	332,300			
	137	301,700	332,600			
	138	302,000	333,000			
	139	302,400	333,400			
	140	302,700	333,800			

141	302,900	334,100				
142	303,300	334,500				
143	303,700	334,800				
144	304,000	335,200				
145	304,200	335,500				
146	304,500	335,900				
147	304,800	336,300				
148	305,200	336,700				
149	305,400	337,000				
150	305,600	337,400				
151	305,900	337,800				
152	306,200	338,200				
153	306,600	338,500				
154	306,800					
155	307,000					
156	307,300					
157	307,600					
158	307,900					
159	308,200					
160	308,500					
161	308,900					
162	309,200					
163	309,500					
164	309,800					
165	310,200					
166	310,500					
167	310,800					
168	311,100					
169	311,500					
再任用職員	235,800	256,100	263,300	273,600	289,900	327,100

備考 この表は、警務部厚生課に勤務する保健師に適用する。

別表第 5 (第 3 条関係)

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	154,700	180,400	233,000	277,000	325,200	359,900
	2	155,700	182,700	235,200	278,800	327,200	362,100
	3	156,900	185,200	237,200	280,600	329,200	364,200
	4	157,900	187,500	239,300	282,400	331,200	366,600
	5	158,900	189,900	241,300	283,700	333,400	368,500
	6	160,200	192,400	243,300	285,600	334,900	371,500
	7	161,600	194,800	245,400	287,400	336,500	374,500
	8	162,900	197,500	247,500	289,200	337,900	377,400
	9	164,000	199,800	249,700	290,300	339,100	380,000
	10	165,500	202,200	251,600	292,700	341,100	382,700
	11	167,200	204,600	253,500	294,900	343,100	385,200
	12	168,800	207,100	255,300	297,000	345,300	387,400
	13	170,100	209,400	256,900	299,200	347,100	390,100
	14	171,600	211,900	258,800	301,700	349,300	392,800
	15	173,200	214,500	260,600	303,900	351,400	395,600
	16	174,800	217,000	262,500	306,300	353,700	398,300
	17	176,200	219,300	264,100	308,500	356,000	401,100
	18	177,900	221,700	266,000	310,700	358,400	403,100
	19	179,600	224,300	267,900	312,800	360,600	405,100
	20	181,300	226,900	269,900	314,700	362,900	407,100
	21	182,900	229,100	271,400	316,700	365,100	408,600
	22	184,900	230,700	273,000	317,600	367,100	410,500
	23	186,800	232,300	274,500	318,600	368,700	412,400
	24	188,700	234,000	275,900	319,600	370,200	414,400
	25	190,400	235,500	277,200	320,600	372,300	415,900
	26	192,000	236,900	278,800	321,800	374,700	417,400
	27	193,800	238,400	280,200	322,900	377,200	419,100
	28	195,600	239,600	281,600	324,300	379,500	420,800
	29	197,200	241,200	282,800	325,500	381,500	421,800
	30	199,100	241,900	284,000	326,900	383,600	423,400
	31	201,100	243,000	285,400	328,400	385,800	424,900
	32	203,100	244,100	286,500	330,000	387,900	426,500
	33	204,900	245,300	287,200	331,500	389,600	428,000
	34	206,500	246,200	288,600	332,800	391,200	429,300
	35	208,400	247,000	289,600	333,900	392,800	430,600
	36	210,100	247,900	290,700	335,400	394,600	431,800
	37	211,500	248,600	291,600	336,800	396,100	433,000
	38	213,100	249,300	292,500	338,100	397,500	434,000
	39	214,600	250,100	293,300	339,500	399,000	435,000
	40	216,200	251,000	294,100	340,800	400,500	436,000
	41	217,600	251,900	294,900	341,700	401,000	436,400
	42	219,100	252,800	295,500	342,800	402,300	437,000
	43	220,700	253,600	296,100	344,000	403,500	437,700
44	222,300	254,500	296,600	345,300	404,900	438,400	

45	223,700	255,200	297,400	346,700	406,300	439,000
46	224,900	256,100	298,500	348,100	407,700	439,300
47	226,100	256,900	299,400	349,500	409,100	439,900
48	227,400	257,600	300,500	350,900	410,400	440,400
49	228,800	258,000	301,900	351,700	411,700	440,700
50	230,000	258,500	302,800	353,100	412,700	441,400
51	230,900	259,000	303,700	354,400	413,600	442,100
52	232,000	259,300	304,600	355,800	414,500	442,800
53	233,400	259,500	305,400	357,100	414,700	443,400
54	234,600	259,800	306,200	358,500	415,100	444,100
55	235,800	260,100	307,200	359,800	415,600	444,800
56	237,000	260,700	307,900	361,200	416,100	445,400
57	238,100	261,000	309,000	361,800	416,500	445,800
58	239,300	261,300	309,900	363,000	416,700	446,500
59	240,500	261,600	310,900	364,100	417,300	447,200
60	241,700	261,900	311,800	365,400	417,700	448,000
61	242,800	262,200	312,400	366,500	418,000	448,400
62	243,900	262,500	313,000	367,100	418,600	448,700
63	244,800	262,800	313,600	367,600	419,200	449,000
64	245,800	263,100	314,200	368,200	419,800	449,300
65	246,400	263,400	314,500	368,600	420,400	449,500
66	247,200	263,700	315,200	369,100	421,000	449,800
67	248,000	263,900	315,700	369,600	421,500	450,100
68	248,800	264,200	316,300	370,100	422,100	450,400
69	249,500	264,500	317,000	370,300	422,700	450,600
70	250,100			370,600	423,200	450,900
71	250,700			371,000	423,800	451,200
72	251,500			371,300	424,400	451,400
73	252,300			371,800	424,900	451,600
74	252,600			372,000	425,500	
75	252,900			372,500	426,000	
76	253,200			372,900	426,600	
77	253,500			373,200	427,100	
78	253,800			373,700	427,700	
79	254,100			374,200	428,400	
80	254,400			374,700	429,000	
81	254,700			375,200	429,300	
82	255,000			375,600	429,900	
83	255,200			376,200	430,600	
84	255,500			376,700	431,200	
85	255,800			377,100	431,600	
86				377,600	432,100	
87				378,000	432,800	
88				378,500	433,500	
89				379,000	433,700	
90				379,500		
91				380,000		
92				380,500		

	93				380,800		
	94				381,200		
	95				381,700		
	96				382,100		
	97				382,600		
	98				382,900		
	99				383,400		
	100				383,800		
	101				384,400		
再任用職員		215,700	220,900	251,000	280,500	321,300	350,200

備考 この表は、警察本部長が指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長及び機関士に適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第42号。以下この項において「平成18年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が人事委員会と協議して定める。

.....

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第38号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「平成6年国家公安委員会規則第18号）第2条」を「令和4年国家公安委員会規則第15号）第2条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公営企業の職員に係る関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第39号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公営企業の職員に係る関係条例の整備等に関する条例

(鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第17条第2項中「18日」の次に「（1月間の日数（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。

第18条第1項中「第28条の4第1項，第28条の5第1項，第28条の6第1項若しくは第2項又は」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び」に改める。

（鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年鹿児島県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第22条第2項中「18日」の次に「（1月間の日数（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。

第27条第1項中「，第7条，第8条，第9条」を「から第9条まで」に，「第28条の4第1項，第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び」に改める。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正）

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿児島県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条のうち鹿児島県職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第29号）本則に3章を加える改正規定中第6条に係る部分を次のように改める。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は，次に掲げる職（医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）第8条の2第1項に規定する職
- (2) 鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年鹿児島県条例第32号）第5条に規定する職
- (3) 鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第10号）第4条に規定する職

(4) 参事（前 3 号に掲げる職を除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 17 条第 2 項の改正規定、第 2 条中鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 22 条第 2 項の改正規定及び第 3 条の規定は、公布の日から施行する。

（暫定再任用職員についての適用除外）

2 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 5 条、第 6 条、第 8 条の 2、第 9 条の 2 及び第 17 条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例附則第 7 条に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）には適用しない。

3 第 2 条の規定による改正後の鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 6 条から第 9 条まで、第 11 条、第 13 条及び第 22 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。